

門真市第 6 次総合計画改訂に向けた 基礎調査報告書

令和6年8月

門真市

《 目 次 》

I. 将来人口の推計	2
1. はじめに	2
2. 基本推計の前提条件	3
(1) 推計期間	3
(2) 推計手法	3
(3) 基本推計の将来仮定値の設定	4
(4) 将来推計人口への住宅開発による効果の反映	6
(5) 推計結果（基本推計）	7
3. 人口ビジョンの改定	8
II. 門真市を取り巻く現状と課題	10
1. 社会経済（マクロ）環境の変化	10
(1) 人口減少時代への突入	10
(2) 超高齢化社会への対応と健康づくり	18
(3) まちづくり	23
(4) 子どもを取り巻く状況	27
(5) 情報技術の革新と活用	29
(6) 脱炭素社会への要請（新規）	32
(7) グローバル化の進展	33
(8) 誰もが活躍できる社会の実現	36
(9) 地域コミュニティづくりと協働・共創の推進	38

I. 将来人口の推計

1. はじめに

門真市の将来人口の推計にあたり、まず、シミュレーションのベースとなる基本推計を行う。基本推計については、各種の仮定値として、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）が令和 5（2023）年 12 月に公表した社人研推計における値を使用し、推計の基準となる人口については、令和 2（2020）年の国勢調査における実績値を使用する。

推計値に用いた仮定値は以下の表のとおりである。

図表 I-1 人口推計に用いた仮定値

推計	概要
社人研推計 （令和 5（2023）年社人研推計に準拠）	<u>基準とした人口</u> 令和 2（2020）年の国勢調査における実績値（年齢不詳按分済）
	<u>出生率</u> 社人研「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」における門真市の仮定値
	<u>純移動率</u> 社人研「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」における門真市の仮定値
	<u>生残率</u> 社人研「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」における門真市の仮定値
	<u>0～4 歳性比</u> 社人研「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」における門真市の仮定値
基本推計	令和 2（2020）年以降、門真市内で開発された、もしくは開発予定の大規模集合住宅について、個別に住宅開発に伴う転入者の増加等を想定した上で推計を行った。 基準とした人口、出生率、純移動率、生残率、0～4 歳性比については社人研推計と同じ値を使用した。
人口ビジョン改定版における推計	<u>出生率</u> 現行計画と同様の考え方を踏襲し、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」における門真市の仮定値に、門真市人口ビジョン（平成 27（2015）年策定）の出生率の伸び幅を加えて設定した。 基準とした人口、出生率、純移動率、生残率、0～4 歳性比については社人研推計と同じ値を使用し、住宅開発の影響

響も加味している。

2. 基本推計の前提条件

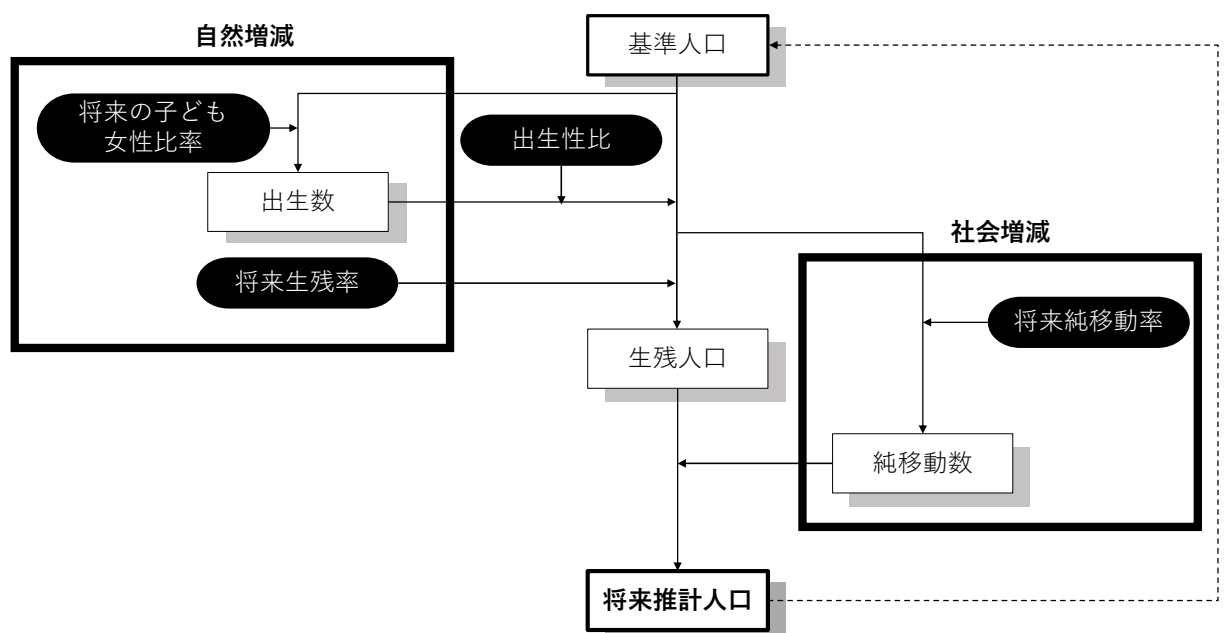
(1) 推計期間

人口推計の対象期間は令和 7（2025）年から令和 32（2050）年とし、期間中の 5 年間隔の推計人口を算出する。

(2) 推計手法

年齢別の人口動態を反映させることができ、一般に最も信頼性が高いとされるコーホート要因法により、男女別年齢 5 歳階級別人口の推計を行う。下記のように基準となる人口について自然増減、社会増減を別々に計算し、将来の人口を算出する。先述のように、推計の基準人口は、令和 2（2020）年の国勢調査人口とする。

図表 I-2 コーホート要因法の概要



(3) 基本推計の将来仮定値の設定

① 生残率

生残率については、社人研の「日本の都道府県別将来推計人口（令和5年推計）」（以下「R5 社人研推計」）における、門真市の「男女・年齢（5歳階級）別生残率」を使用することとする。仮定値については以下の表の通りである。

図表 I-3 生残率（男性）

	2020年→ 2025年	2025年→ 2030年	2030年→ 2035年	2035年→ 2040年	2040年→ 2045年	2045年→ 2050年
0～4歳→5～9歳	0.99949	0.99946	0.99952	0.99957	0.99961	0.99965
5～9歳→10～14歳	0.99970	0.99968	0.99971	0.99974	0.99976	0.99978
10～14歳→15～19歳	0.99929	0.99933	0.99938	0.99943	0.99946	0.99949
15～19歳→20～24歳	0.99813	0.99845	0.99855	0.99863	0.99869	0.99875
20～24歳→25～29歳	0.99781	0.99791	0.99801	0.99809	0.99817	0.99823
25～29歳→30～34歳	0.99743	0.99762	0.99773	0.99782	0.99791	0.99799
30～34歳→35～39歳	0.99672	0.99697	0.99712	0.99726	0.99739	0.99750
35～39歳→40～44歳	0.99532	0.99575	0.99601	0.99625	0.99645	0.99664
40～44歳→45～49歳	0.99261	0.99324	0.99369	0.99408	0.99442	0.99473
45～49歳→50～54歳	0.98778	0.98859	0.98932	0.98997	0.99055	0.99108
50～54歳→55～59歳	0.97985	0.98108	0.98225	0.98331	0.98427	0.98514
55～59歳→60～64歳	0.96762	0.97005	0.97183	0.97344	0.97490	0.97623
60～64歳→65～69歳	0.93799	0.94333	0.94619	0.94878	0.95113	0.95329
65～69歳→70～74歳	0.90388	0.91120	0.91547	0.91940	0.92303	0.92639
70～74歳→75～79歳	0.86003	0.86579	0.87183	0.87734	0.88241	0.88709
75～79歳→80～84歳	0.77325	0.79767	0.80726	0.81594	0.82383	0.83104
80～84歳→85～89歳	0.63341	0.66900	0.68378	0.69732	0.70974	0.72117
85～89歳→90～94歳	0.45713	0.47315	0.48962	0.50516	0.51981	0.53360
90歳～→95歳～	0.24042	0.25088	0.25790	0.26737	0.28037	0.27529

図表 I-4 生残率（女性）

	2020年→ 2025年	2025年→ 2030年	2030年→ 2035年	2035年→ 2040年	2040年→ 2045年	2045年→ 2050年
0～4歳→5～9歳	0.99959	0.99952	0.99957	0.99961	0.99964	0.99967
5～9歳→10～14歳	0.99974	0.99973	0.99975	0.99977	0.99979	0.99980
10～14歳→15～19歳	0.99945	0.99952	0.99955	0.99957	0.99960	0.99962
15～19歳→20～24歳	0.99907	0.99926	0.99930	0.99933	0.99936	0.99938
20～24歳→25～29歳	0.99885	0.99898	0.99904	0.99908	0.99913	0.99916
25～29歳→30～34歳	0.99866	0.99889	0.99894	0.99899	0.99904	0.99907
30～34歳→35～39歳	0.99812	0.99833	0.99842	0.99850	0.99856	0.99863
35～39歳→40～44歳	0.99717	0.99741	0.99755	0.99767	0.99779	0.99789
40～44歳→45～49歳	0.99566	0.99591	0.99615	0.99635	0.99654	0.99670
45～49歳→50～54歳	0.99310	0.99350	0.99388	0.99421	0.99450	0.99477
50～54歳→55～59歳	0.98993	0.99052	0.99104	0.99150	0.99191	0.99229
55～59歳→60～64歳	0.98570	0.98636	0.98713	0.98781	0.98843	0.98898
60～64歳→65～69歳	0.97648	0.97595	0.97715	0.97821	0.97916	0.98003
65～69歳→70～74歳	0.96247	0.96557	0.96749	0.96921	0.97076	0.97216
70～74歳→75～79歳	0.93696	0.94389	0.94711	0.94995	0.95247	0.95474
75～79歳→80～84歳	0.88600	0.89282	0.89928	0.90497	0.91001	0.91449
80～84歳→85～89歳	0.78304	0.79836	0.81011	0.82063	0.83006	0.83857
85～89歳→90～94歳	0.62206	0.63746	0.65515	0.67141	0.68638	0.70015
90歳～→95歳～	0.33959	0.35297	0.36083	0.37481	0.39214	0.38286

② 純移動率

純移動率については、R5 社人研推計における、門真市の「純移動率」を使用することとする。仮定値については以下の表の通りである。

図表 I-5 純移動率（男性）

	2020年→ 2025年	2025年→ 2030年	2030年→ 2035年	2035年→ 2040年	2040年→ 2045年	2045年→ 2050年
0～4歳→5～9歳	-0.04432	-0.03981	-0.03852	-0.03842	-0.03908	-0.04039
5～9歳→10～14歳	-0.01113	-0.00728	-0.00668	-0.00622	-0.00636	-0.00683
10～14歳→15～19歳	0.00308	0.00064	0.00225	0.00212	0.00136	0.00021
15～19歳→20～24歳	0.01016	0.00232	-0.00267	0.00337	0.00206	-0.00017
20～24歳→25～29歳	0.03551	0.04740	0.03918	0.03429	0.04230	0.04208
25～29歳→30～34歳	-0.02024	-0.04223	-0.00545	-0.00765	-0.01242	-0.00583
30～34歳→35～39歳	-0.00505	-0.02800	-0.03608	-0.01635	-0.01496	-0.01884
35～39歳→40～44歳	-0.00438	-0.00128	0.00121	-0.00311	-0.00108	-0.00430
40～44歳→45～49歳	-0.00988	-0.01086	-0.00846	-0.00647	-0.00605	-0.00835
45～49歳→50～54歳	-0.00081	-0.00801	-0.00923	-0.00716	-0.00542	-0.00491
50～54歳→55～59歳	-0.00245	-0.00252	-0.00180	-0.00271	-0.00034	0.00207
55～59歳→60～64歳	-0.00644	-0.01143	-0.01015	-0.00073	0.00146	0.00409
60～64歳→65～69歳	-0.00511	-0.00701	-0.00811	-0.00748	-0.00258	-0.00271
65～69歳→70～74歳	-0.01030	-0.01214	-0.00868	-0.00819	-0.00814	-0.00989
70～74歳→75～79歳	-0.00910	-0.01278	-0.01233	-0.00986	-0.00787	-0.00943
75～79歳→80～84歳	-0.00657	-0.00652	-0.01189	-0.01102	-0.00854	-0.00656
80～84歳→85～89歳	-0.01497	-0.01686	-0.00928	-0.01809	-0.01644	-0.01289
85～89歳→90～94歳	0.00038	-0.00032	-0.00298	0.00712	-0.00087	0.00521
90歳～→95歳～	-0.00827	-0.00974	-0.01151	-0.01356	-0.01038	-0.01250

図表 I-6 純移動率（女性）

	2020年→ 2025年	2025年→ 2030年	2030年→ 2035年	2035年→ 2040年	2040年→ 2045年	2045年→ 2050年
0～4歳→5～9歳	-0.05577	-0.05014	-0.04885	-0.04877	-0.04939	-0.05071
5～9歳→10～14歳	-0.00615	-0.00258	-0.00158	-0.00112	-0.00130	-0.00180
10～14歳→15～19歳	0.01631	0.01326	0.01434	0.01509	0.01404	0.01259
15～19歳→20～24歳	0.04011	0.03104	0.02509	0.02978	0.03004	0.02761
20～24歳→25～29歳	-0.00683	-0.02295	-0.03084	-0.03717	-0.03382	-0.03332
25～29歳→30～34歳	-0.05742	-0.06790	-0.06027	-0.06687	-0.07220	-0.06919
30～34歳→35～39歳	-0.01594	-0.02724	-0.03012	-0.01734	-0.02065	-0.02498
35～39歳→40～44歳	-0.01262	-0.01111	-0.00760	-0.00601	-0.00969	-0.01234
40～44歳→45～49歳	-0.01516	-0.01804	-0.01603	-0.01433	-0.01302	-0.01556
45～49歳→50～54歳	-0.01111	-0.01599	-0.01703	-0.01545	-0.01389	-0.01271
50～54歳→55～59歳	-0.01839	-0.01869	-0.01584	-0.01682	-0.01494	-0.01276
55～59歳→60～64歳	-0.01154	-0.01498	-0.01380	-0.00565	-0.00390	-0.00166
60～64歳→65～69歳	-0.00325	-0.00417	-0.00561	-0.00466	0.00029	-0.00046
65～69歳→70～74歳	-0.00859	-0.01040	-0.00771	-0.00551	-0.00574	-0.00760
70～74歳→75～79歳	-0.01125	-0.01393	-0.01435	-0.01240	-0.01074	-0.01115
75～79歳→80～84歳	-0.00158	0.00153	-0.00464	-0.00477	-0.00180	0.00069
80～84歳→85～89歳	-0.02272	-0.02385	-0.01313	-0.01820	-0.01787	-0.01256
85～89歳→90～94歳	-0.00171	-0.00835	-0.01093	0.00164	-0.00315	0.00486
90歳～→95歳～	-0.00810	-0.01001	-0.01523	-0.01889	-0.01299	-0.01472

③ 合計特殊出生率

基本推計における出生率は、R5 社人研推計における、門真市の「子ども女性比」を使用する。

図表 I-7 出生率（子ども女性比）

	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
子ども女性比	0.192700	0.197650	0.201860	0.201170	0.202440	0.199640

④ 出生性比

出生性比については、R5 社人研推計の「0～4歳性比」を使用する。仮定値については以下の表の通りである。

図表 I-8 出生性比

	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
出生性比	105.11415	105.11765	105.11920	105.11832	105.11880	105.11963

(4) 将来推計人口への住宅開発による効果の反映

基本推計では、人口との関係を具体的に把握することが可能な住宅開発を対象に、将来人口への影響を加味した上で、推計を行うこととした。

推計の対象とした大規模な住宅開発については、令和2（2020）年以降、門真市内で開発された、もしくは開発予定の大規模集合住宅について、個別に住宅開発に伴う転入者の増加等を想定することとした。

図表 I-9 推計の対象とした住宅開発事業

●門真市松生町再開発事業

入居開始年度：令和5（2023）年度

供給戸数：155戸

●門真市幸福町・垣内町地区まちづくり用地活用事業（古川橋駅前再開発）

竣工予定：令和8（2026）年10月予定

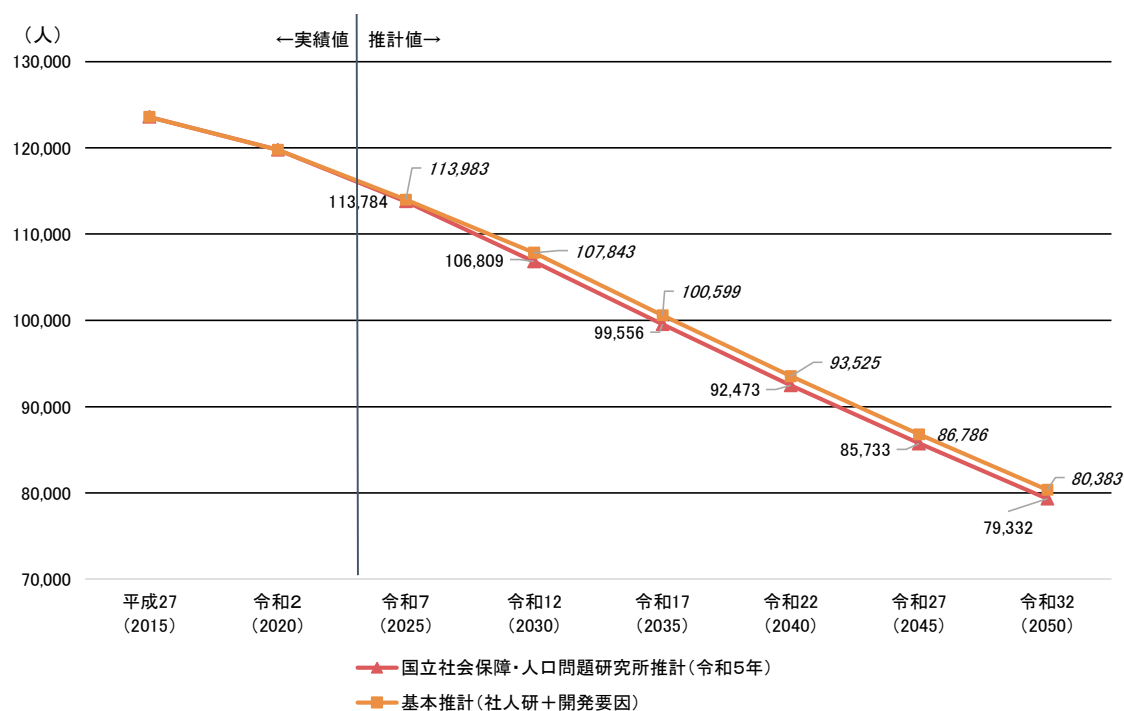
供給戸数（予定）：648戸

(5) 推計結果(基本推計)

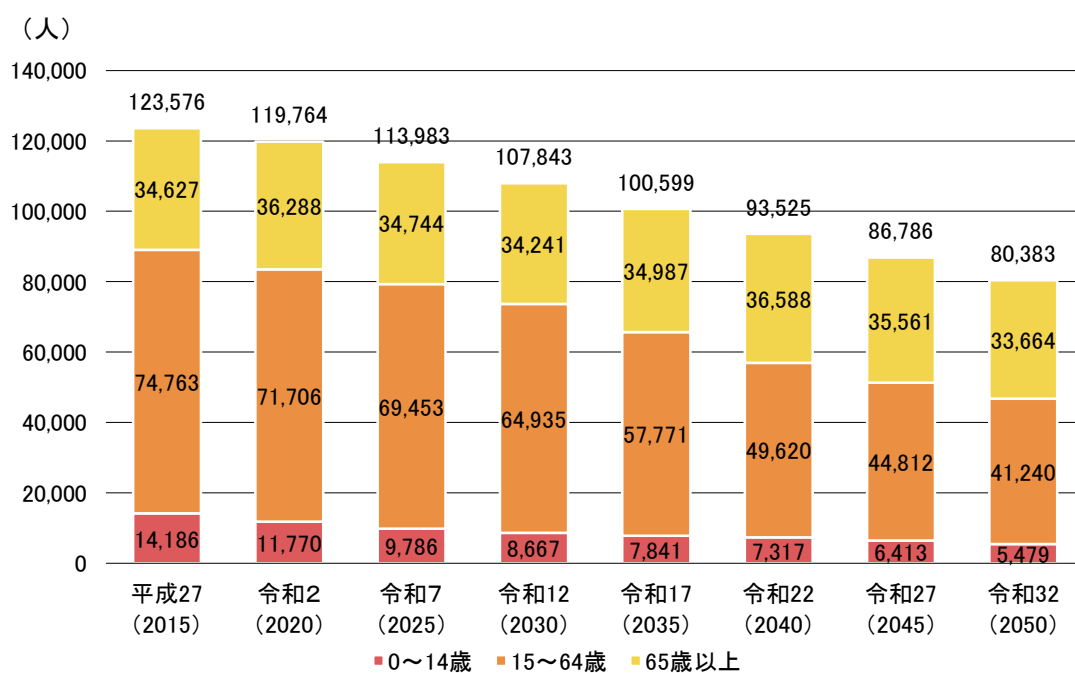
先述の仮定値、住宅開発の要因を反映した上で、将来人口を推計した結果は、以下に示すとおりである。

門真市の総人口は、2035 年で 100,599 人（社人研推計：99,556 人）、2050 年で 80,383 人（同 79,332 千人）となる。

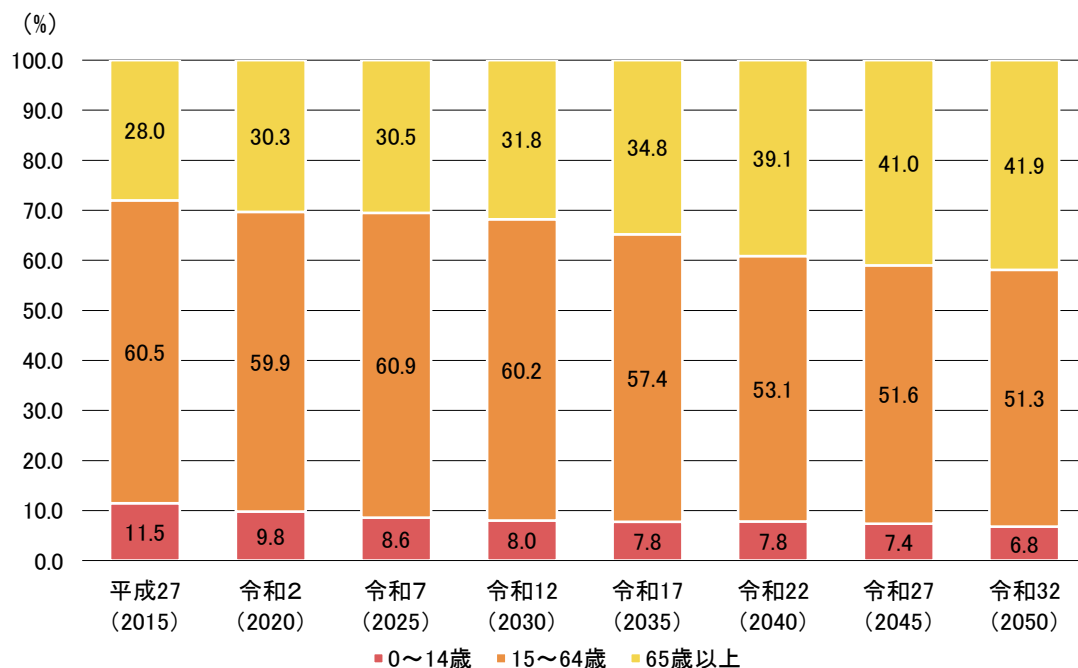
図表 I-10 推計結果（基本推計・社人研推計）



図表 I-11 年齢3区分別人口の推移（基本推計）



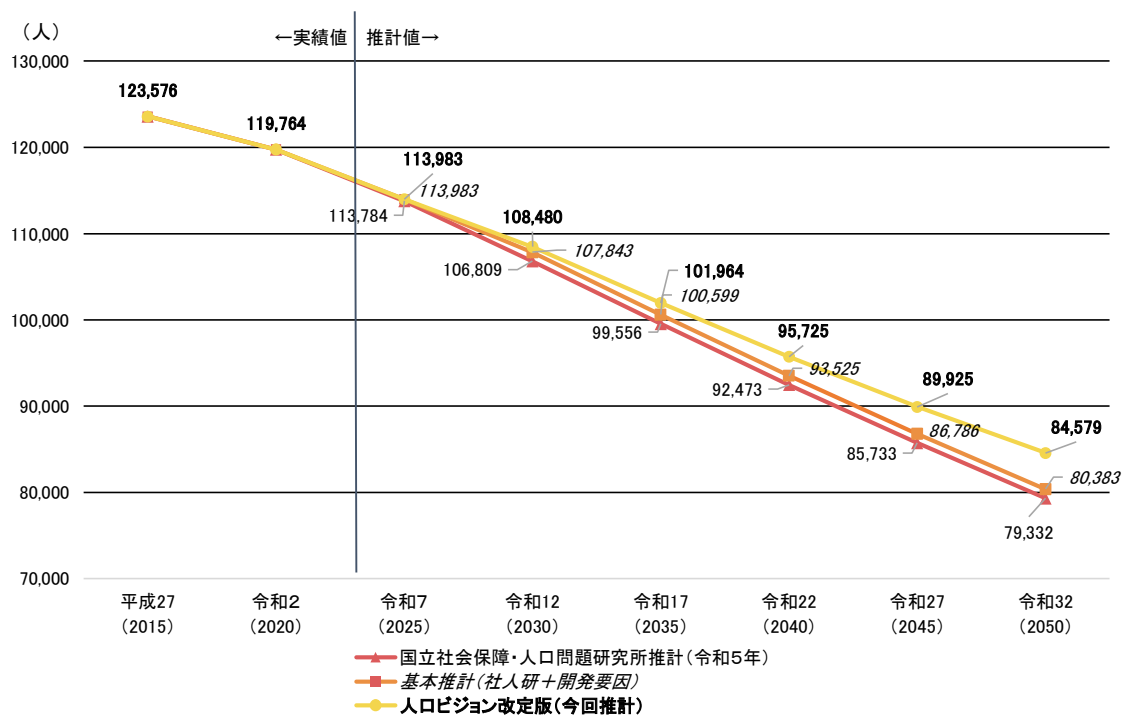
図表 I-12 年齢3区分別人口割合の推移（基本推計）



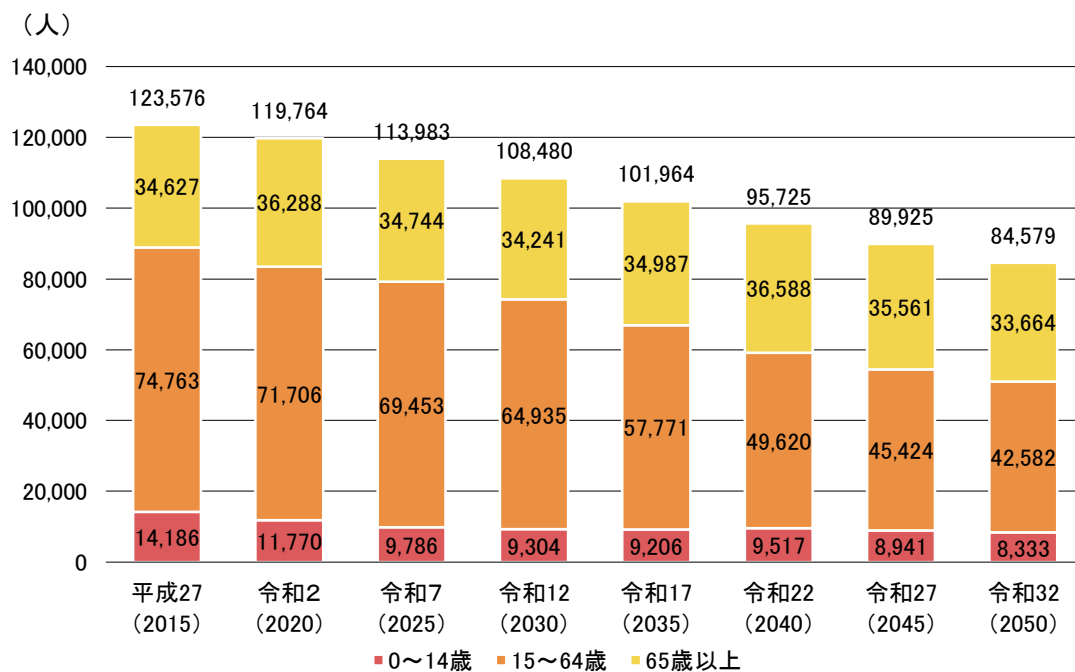
3. 人口ビジョンの改定

人口ビジョンの改定にあたっては、前述の基本推計をベースとし、門真市人口ビジョンにおいて取り入れた、合計特殊出生率の上昇の考え方を取り入れて推計を行った。その結果、門真市の総人口は、2035年で101,964人、2050年で84,579人となる。

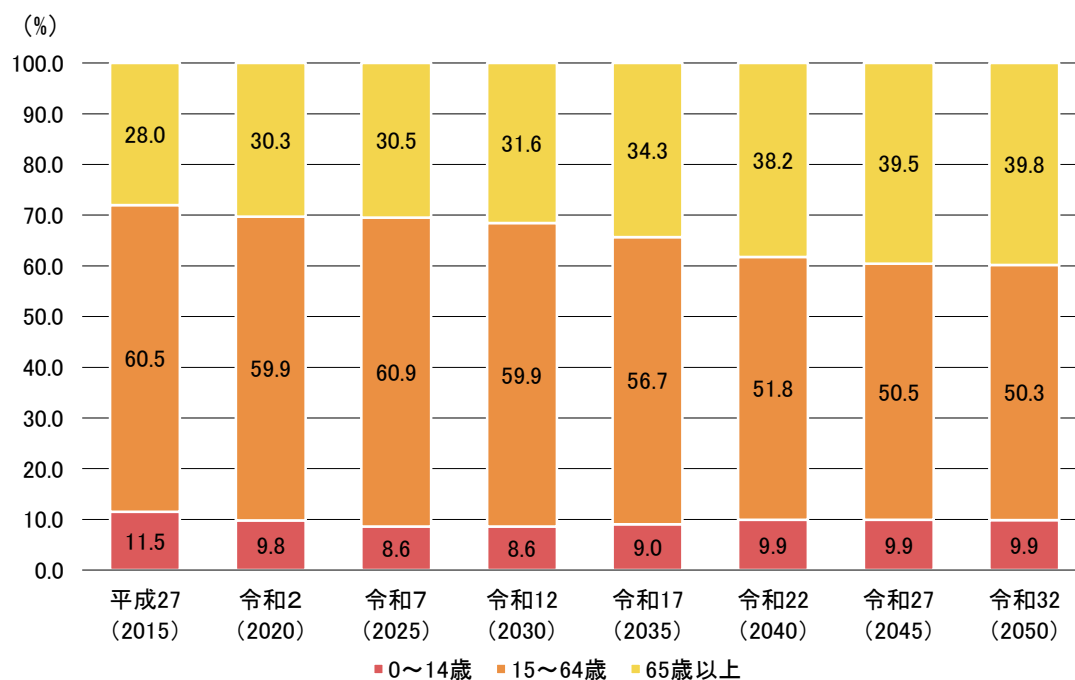
図表 I-13 推計結果（人口ビジョン改定版）



図表 I-14 年齢3区分別人口の推移（人口ビジョン改定版）



図表 I-15 年齢3区分別人口割合の推移（人口ビジョン改定版）



II. 門真市を取り巻く現状と課題

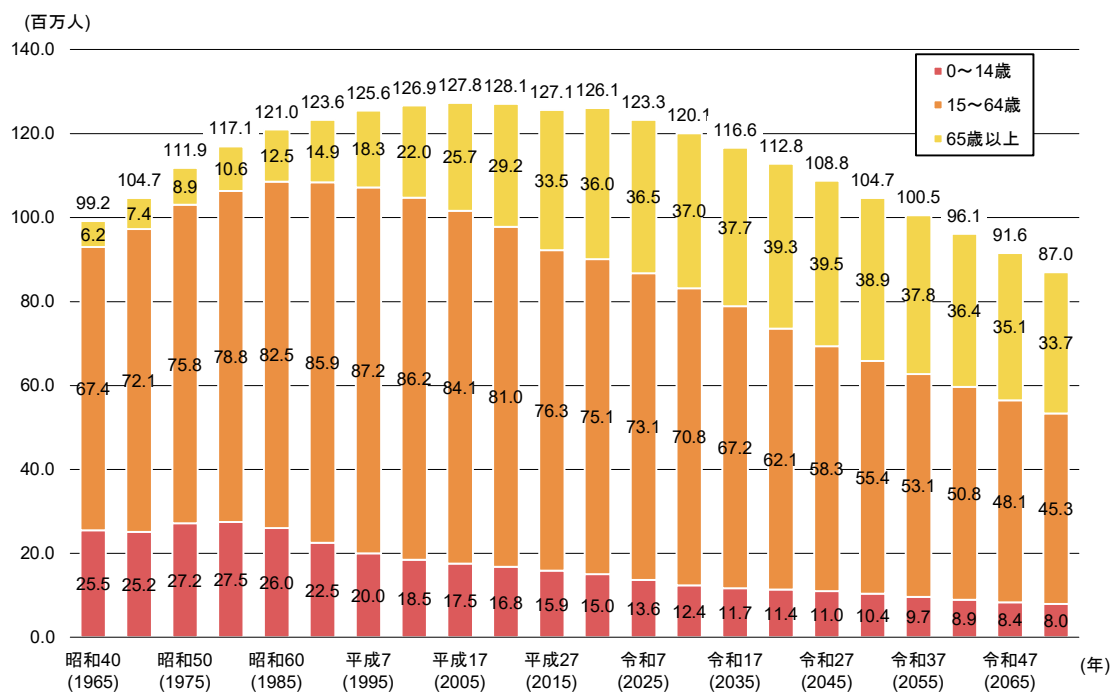
1. 社会経済（マクロ）環境の変化

(1) 人口減少時代への突入

① 総人口の推移と見通し

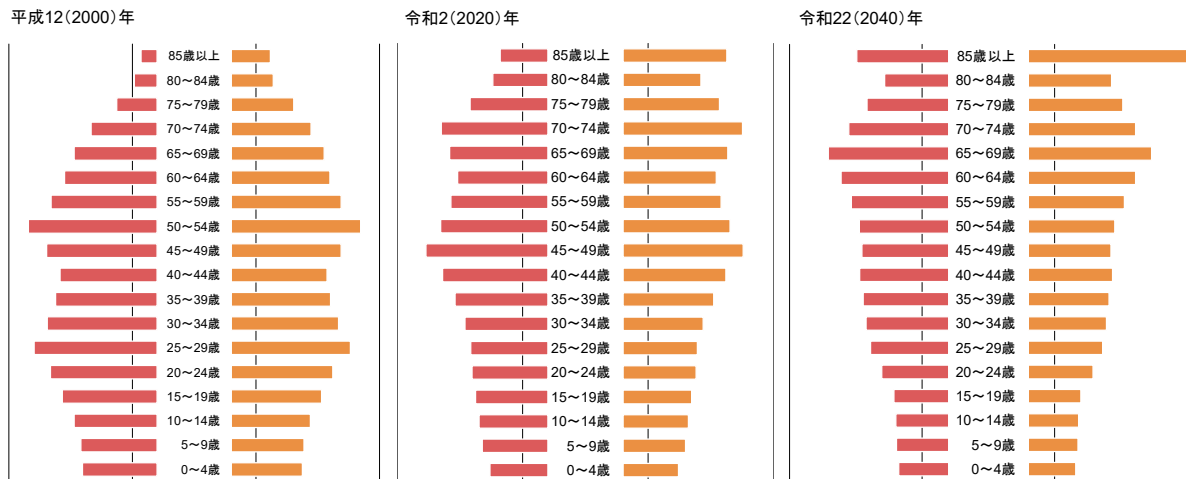
国勢調査による日本の総人口は、平成 22（2010）年をピークに減少に転じており、社人研の推計では、令和 13（2031）年に 1 億 2000 万人、令和 38（2056）年に 1 億人を下回ることが予測されている。少子化により 0～14 歳人口が一貫して減少していく一方で、令和 7（2025）年には団塊の世代（昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年生まれ）が全員後期高齢者となり、また、団塊ジュニア（昭和 46（1971）年～昭和 49（1974）年生まれ）が高齢化することで 2040 年代には高齢者人口がピークを迎える見込みとなっている。

図表 II-1 日本の総人口の推移と見通し



(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）：出生中位・死亡中位推計」より作成

図表 II-2 日本の人口ピラミッドの変化



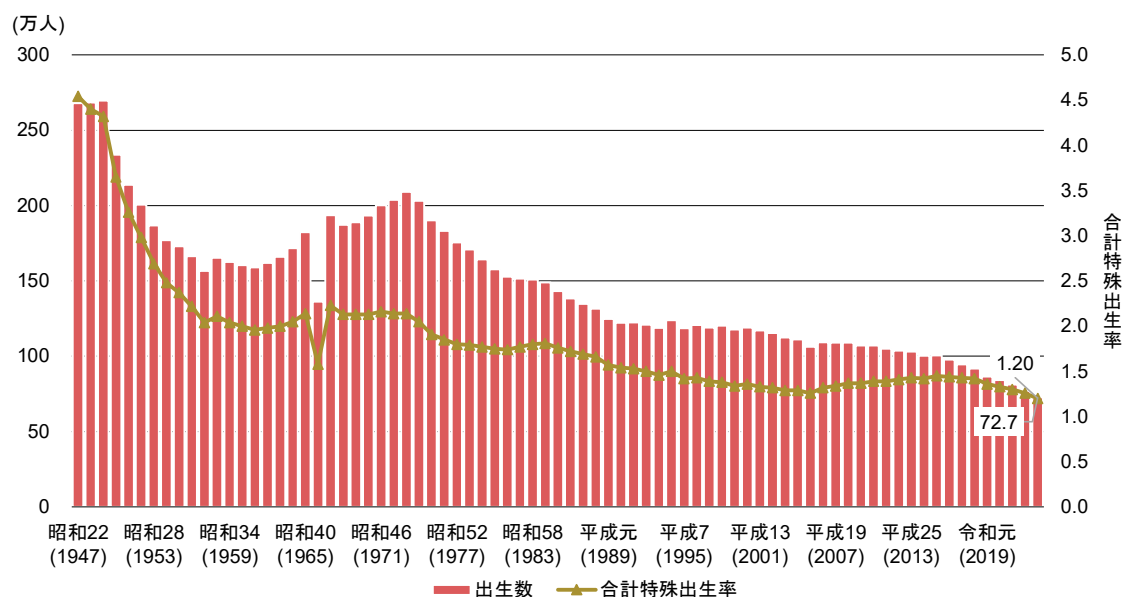
(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）：出生中位・死亡中位推計」

② 未婚化・晩婚化の進行

少子化の背景として未婚化及び晩婚化の進行が指摘されている。出生数及び合計特殊出生率は第2次ベビーブーム（昭和46（1971）年～昭和49（1974）年）から減少トレンドにあり、令和5（2023）年の出生数は過去最少の約72.7万人、合計特殊出生率も過去最低となり全国1.20、大阪府1.19であった。50歳時の未婚割合も上昇傾向にあり、令和2（2020）年には男性の28.3%、女性の17.8%が未婚となっている。

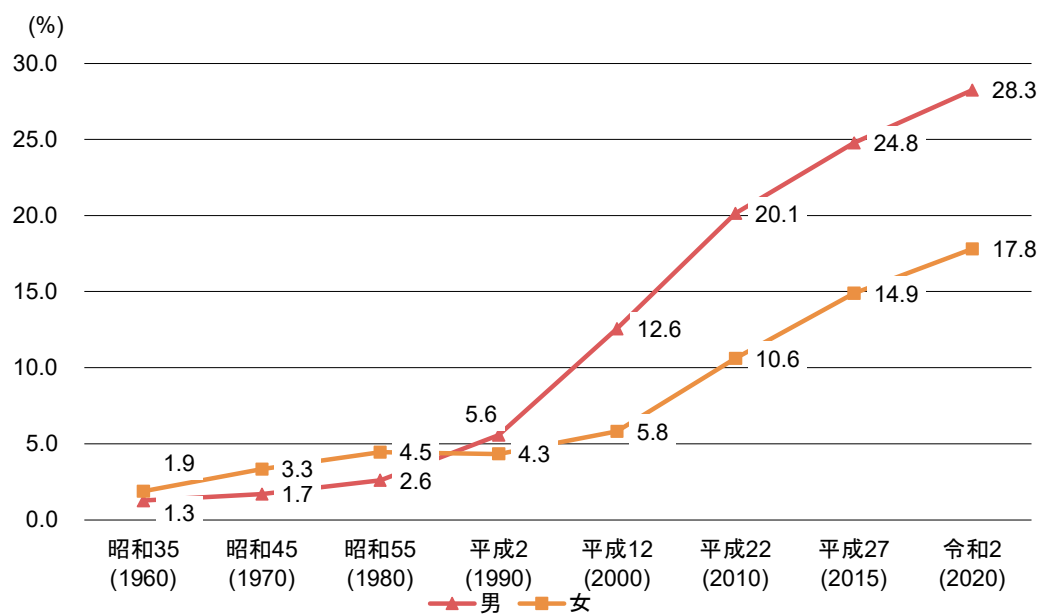
また、男女とも平均初婚年齢が上昇する晩婚化の進行を背景に、第1子出産時の母の平均年齢は上昇し、夫婦の平均理想子ども数も年々減少している。実際に完結出生児数は減少しており、令和3（2021）年は過去最低の1.90であった。

図表 II-3 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



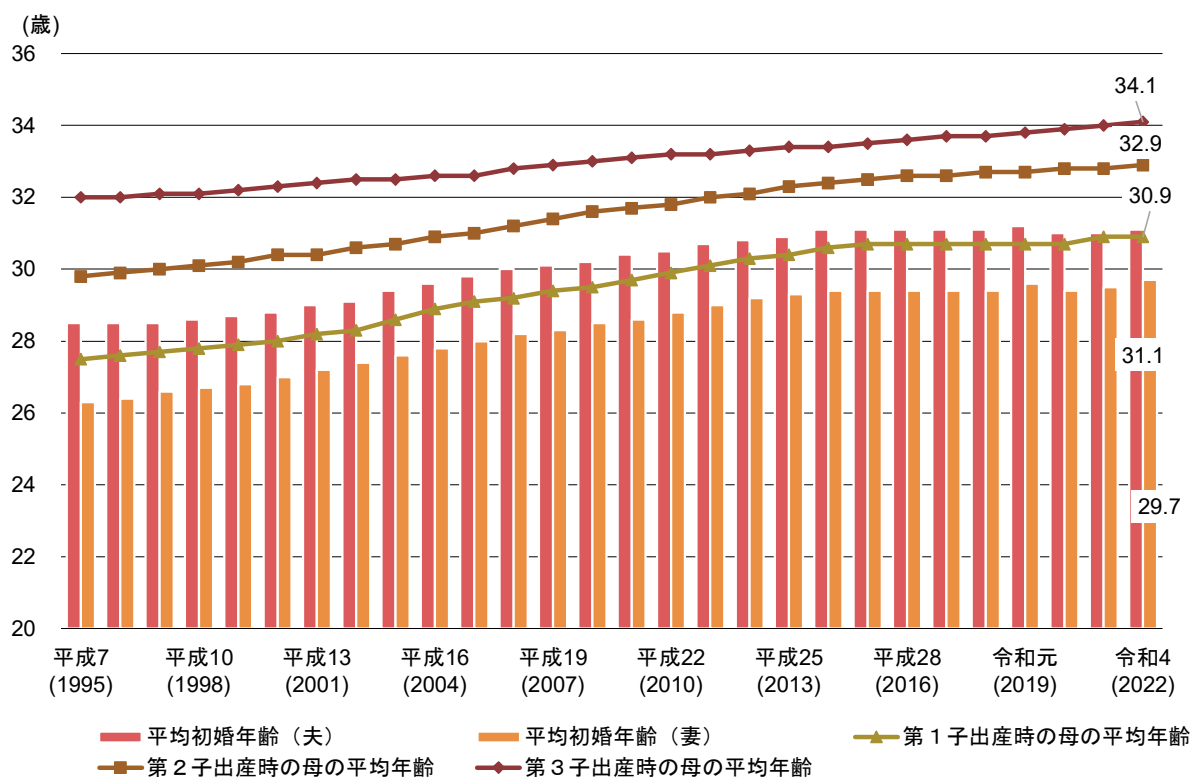
(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

図表 II-4 50歳時未婚割合の推移



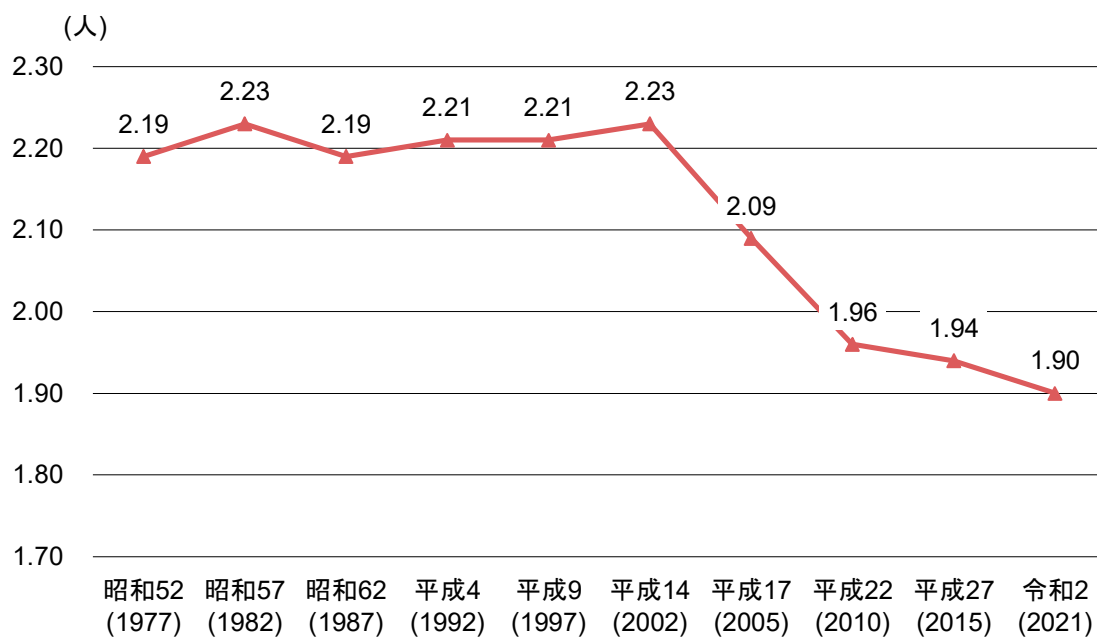
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

図表 II-5 平均初婚年齢と出生順位別母の年次推移



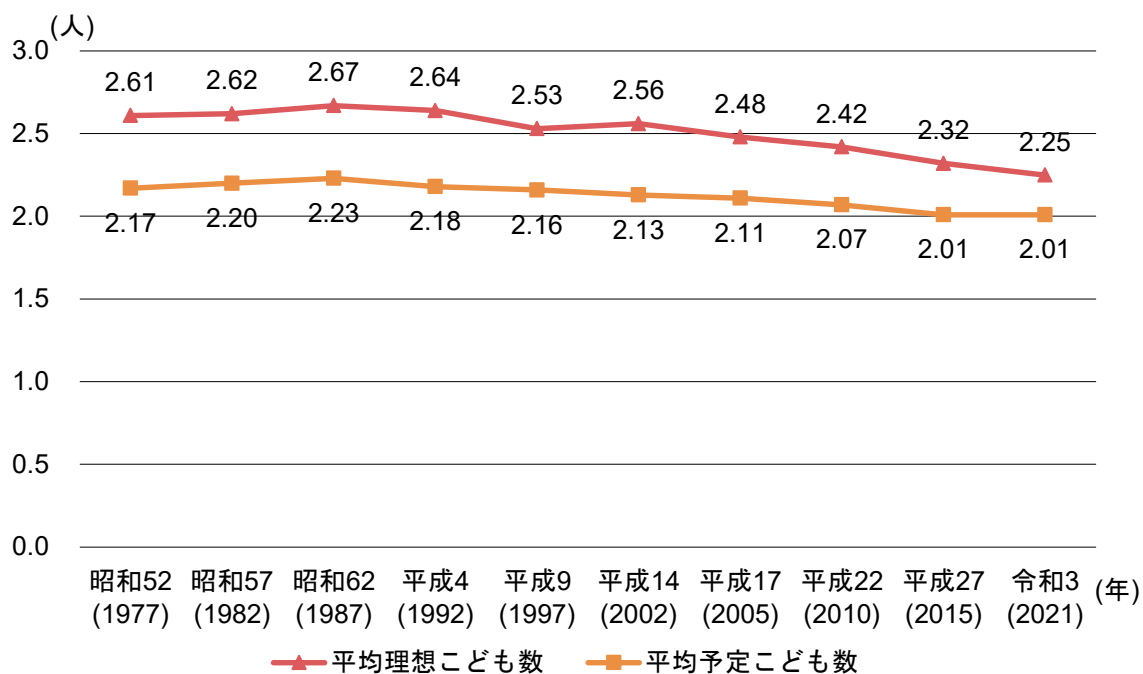
(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

図表 II-6 完結出生児数の推移



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

図表 II-7 夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

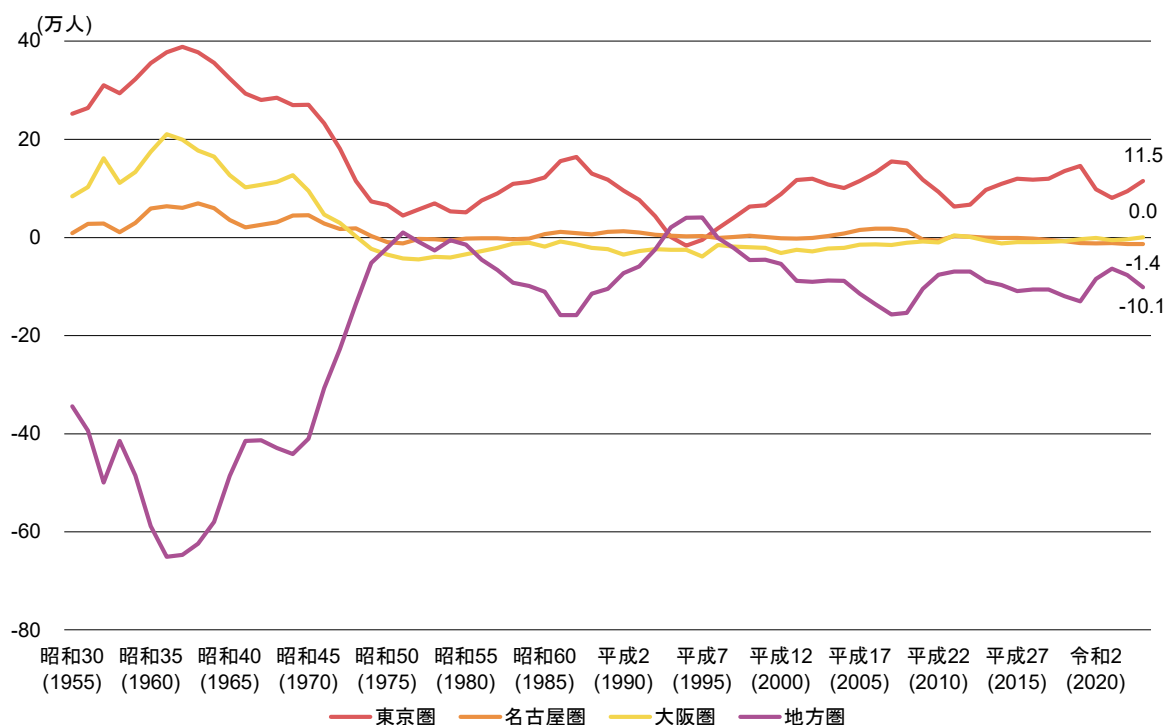
③ 東京圏への人口の一極集中

人口の東京圏への転入超過は、1950年代の高度成長期以降、ほぼ一貫して続いており、1990年代にはバブル崩壊の影響から転入超過数が地方圏と東京圏で一時的に逆転したものの、2000年代以降は再び東京圏への転入超過が続いている。

人口の一極集中により、東京圏では長時間通勤や保育所不足、介護サービス供給不足等の問題が顕在化する一方で、地方圏では高齢化の進行や、経済活動や地域活動の担い手の不足が深刻化している。また、地方圏の自治体では、税収が減少する一方で社会保障関連の支出が増加するなど、厳しい財政状況が続いている。

こうした中、政府は令和4（2022）年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、東京圏への過度な一極集中の是正と多極化を目指し、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決の取組を加速化・深化させているが、東京圏への転入超過の大幅な抑制には至っていない。

図表 II-8 三大都市圏及び地方圏における人口移動(転入超過数)の推移



(出典) 住民基本台帳人口移動報告

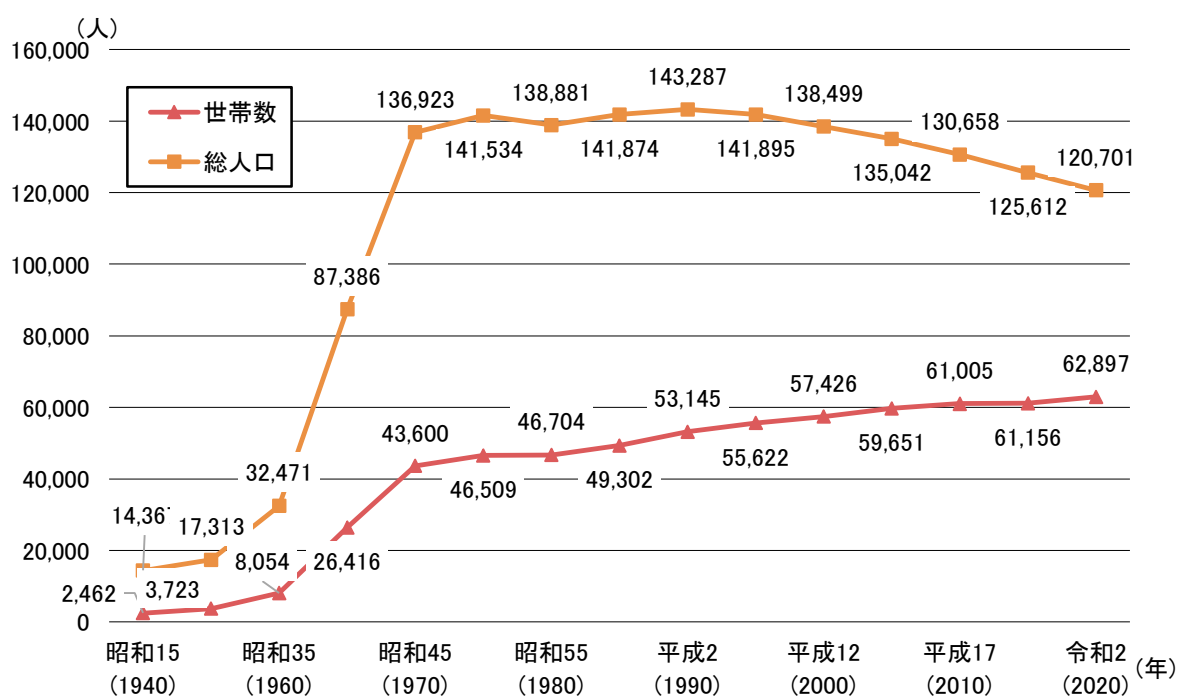
④ 門真市の状況

門真市の総人口は、1960年代から70年代の高度経済成長期にかけて急激に増加したが平成2（1990）年の143,287人をピークとして緩やかな減少傾向にある。平成22（2010）年から平成27（2015）年で、5,046人減、平成27（2015）年から令和2（2020）年で、4,911人減と一定のペースでの減少が続いている。

門真市の人口減少の特徴として、転出数が転入数を上回る社会減の状態が長く続いていたが、直近令和5（2023）年には転入超過へと転じた。他方、自然動態では、平成21（2009）年以降出生数と死亡数が逆転し、近年は自然減による人口減少が年々拡大している。

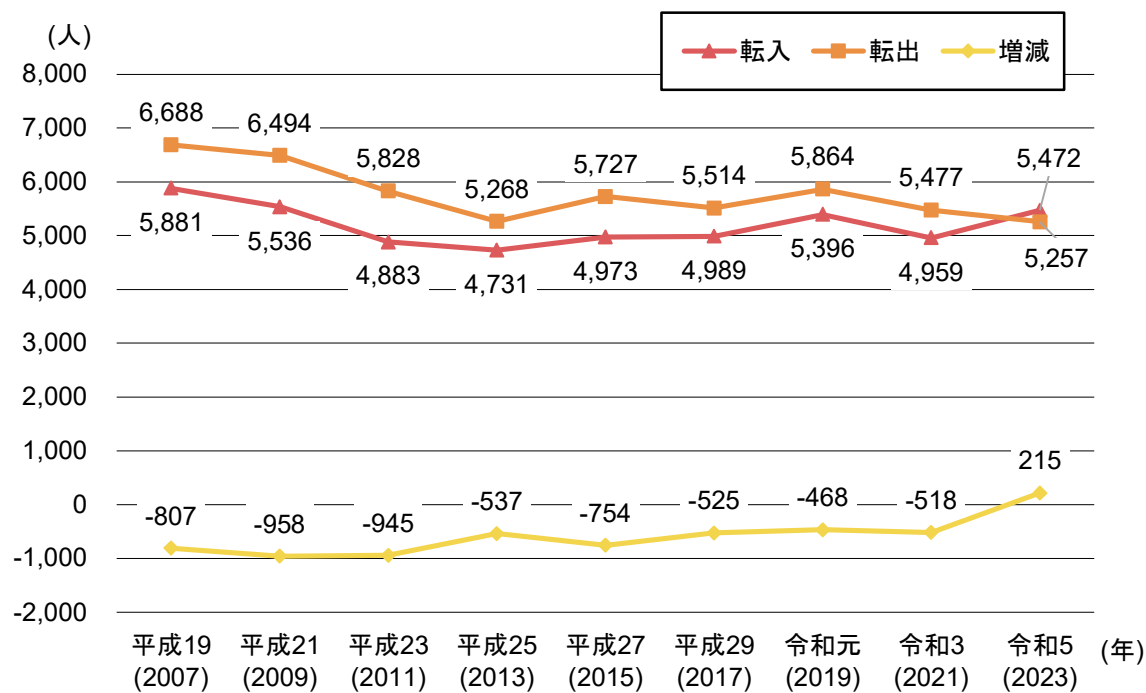
少子高齢社会の進展や子育て世代の流出により、生産年齢人口の割合が減少し、高齢者人口の割合の増加が進むと、市税等の収入の減少や社会保障費用など支出の増加、労働力や消費の縮小による地域経済の衰退が懸念される。人口減少社会において、将来にわたり必要な住民サービスを維持していくためには、若い世代や子育て世代の定住を促進し、バランスのとれた年齢構成を実現していく必要がある。

図表 II-9 門真市の総人口の推移



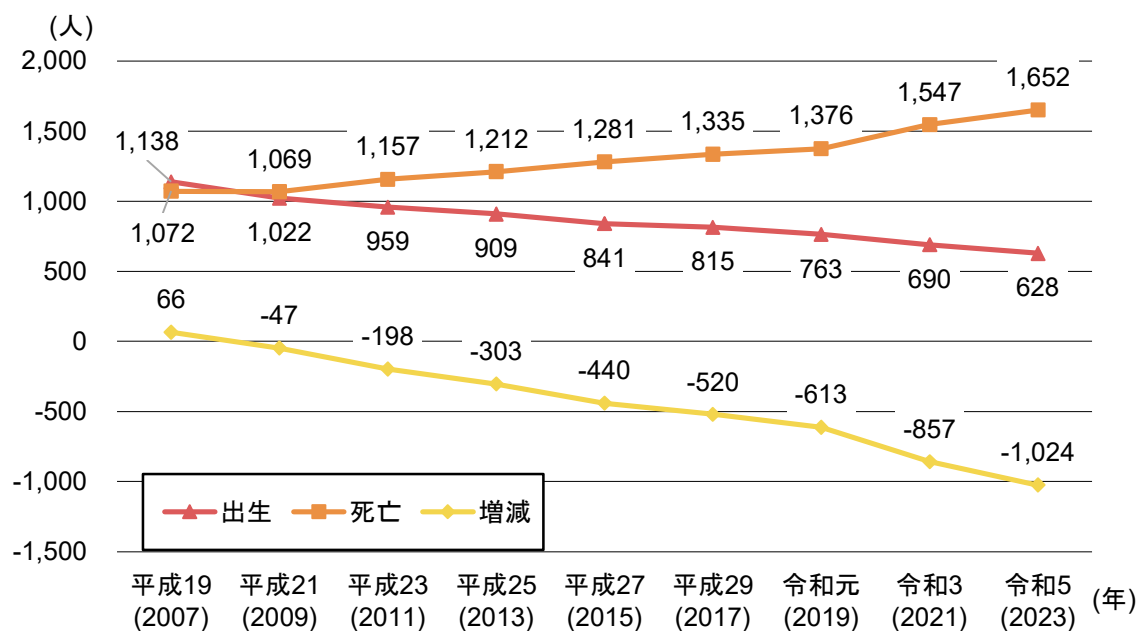
(出典)住民基本台帳(10月1日時点)

図表 II-10 門真市の社会動態の推移



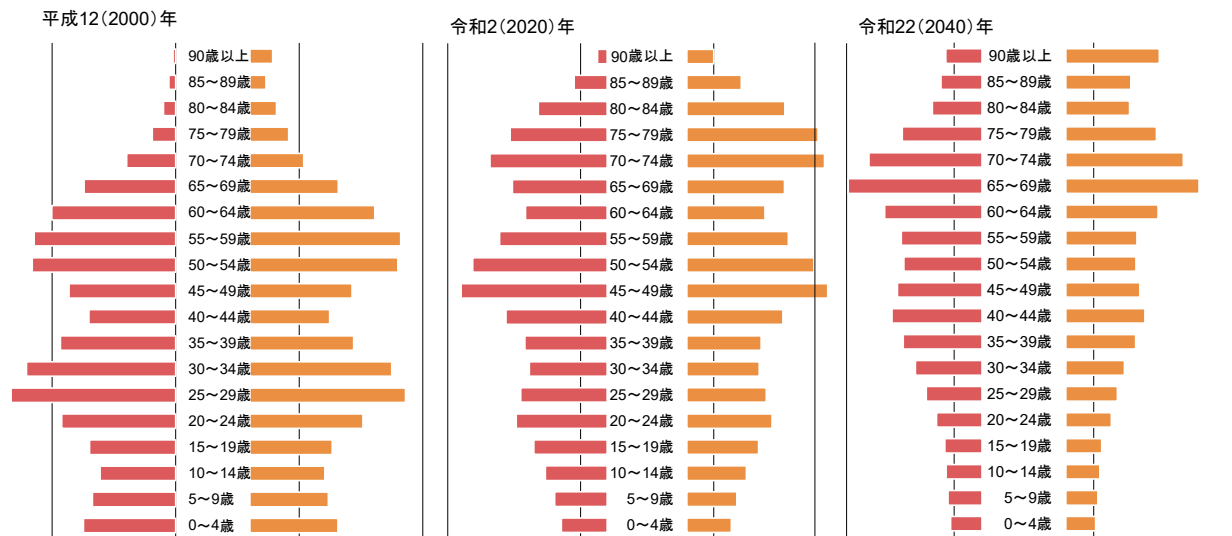
(出典)住民基本台帳(10月1日時点)

図表 II-11 門真市の自然動態の推移



(出典)住民基本台帳(10月1日時点)

図表 II-12 門真市の人口ピラミッドの変化



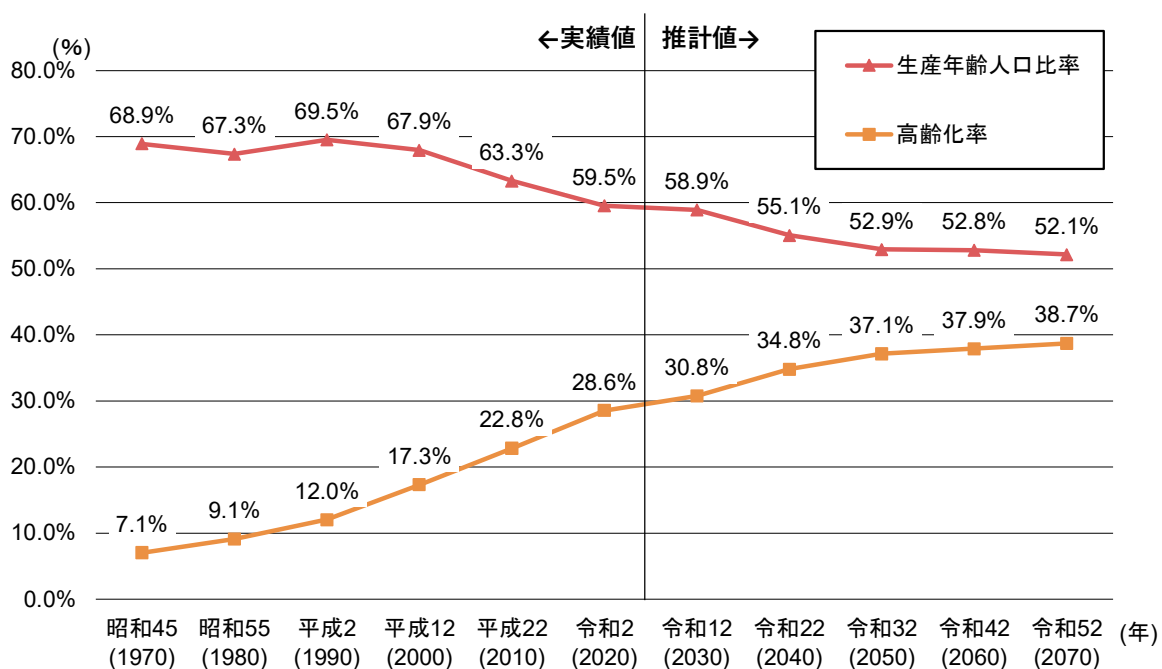
(出典)総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）：出生中位・死亡中位推計」

(2) 超高齢化社会への対応と健康づくり

① 人口構造の推移と見通し

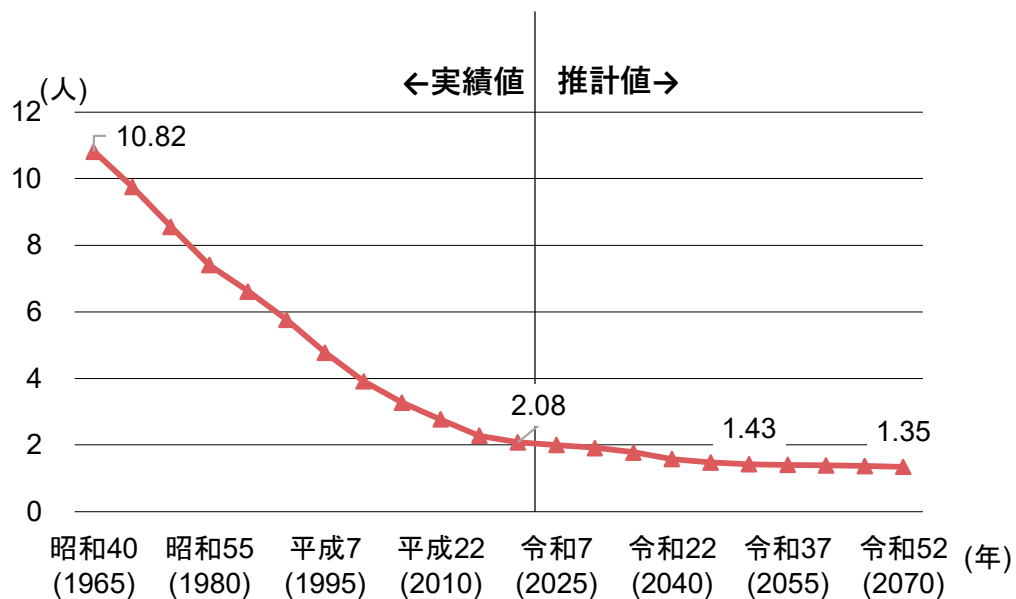
平均寿命の延伸と少子化のさらなる進行により、我が国の少子高齢化は今後益々拡大していく見込みとなっている。高齢化率は令和 2（2020）年の 28.6%から一貫して上昇を続け、令和 12（2030）年には 30%を超え、令和 52（2070）年には 38.7%に達する。一方で、生産年齢人口は令和 2（2020）年の 59.5%から令和 52（2070）年には 52.1%まで減少する見込みとなっている。高齢者 1 人を支える生産年齢人口の人数が急速に減少してきており、医療・年金・介護といった社会保障費の負担増や負担に関する若者世代と高齢者世代の格差の拡大などが懸念される。

図表 II-13 人口構造の推移と見通し



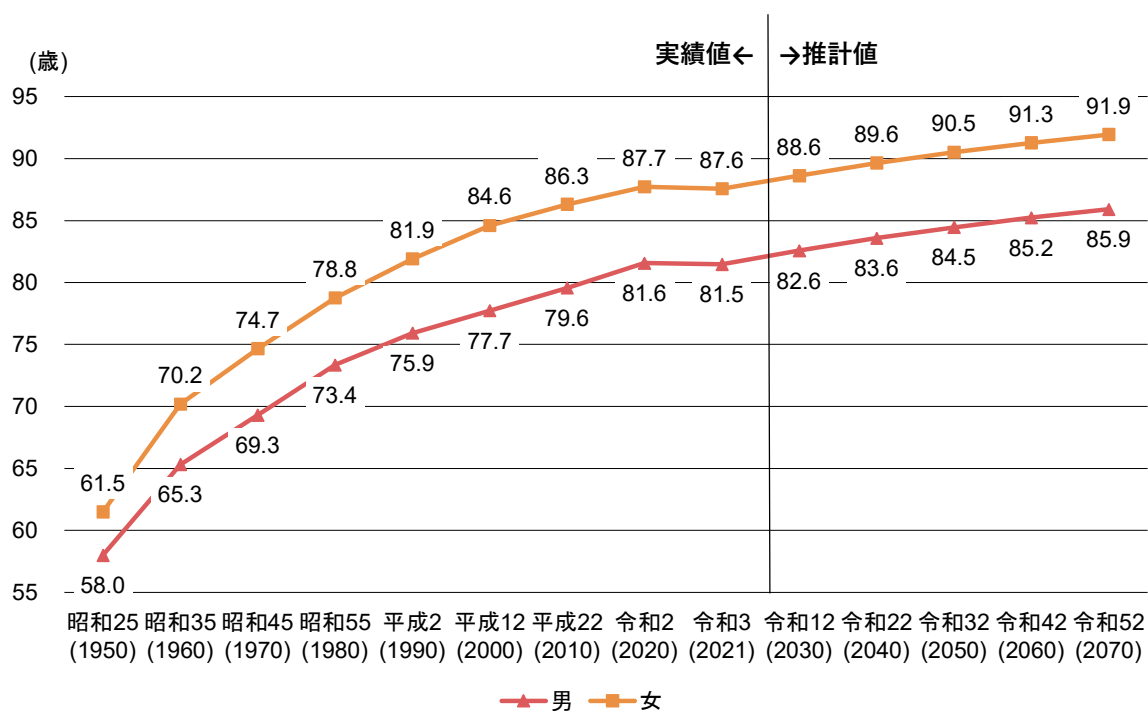
(出典)総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）：出生中位・死亡中位推計」

図表 II-14 高齢者 1 人を支える生産年齢人口（15～64 歳）の人数の推移と見通し



(出典)総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）：出生中位・死亡中位推計」

図表 II-15 平均寿命の推移と見通し

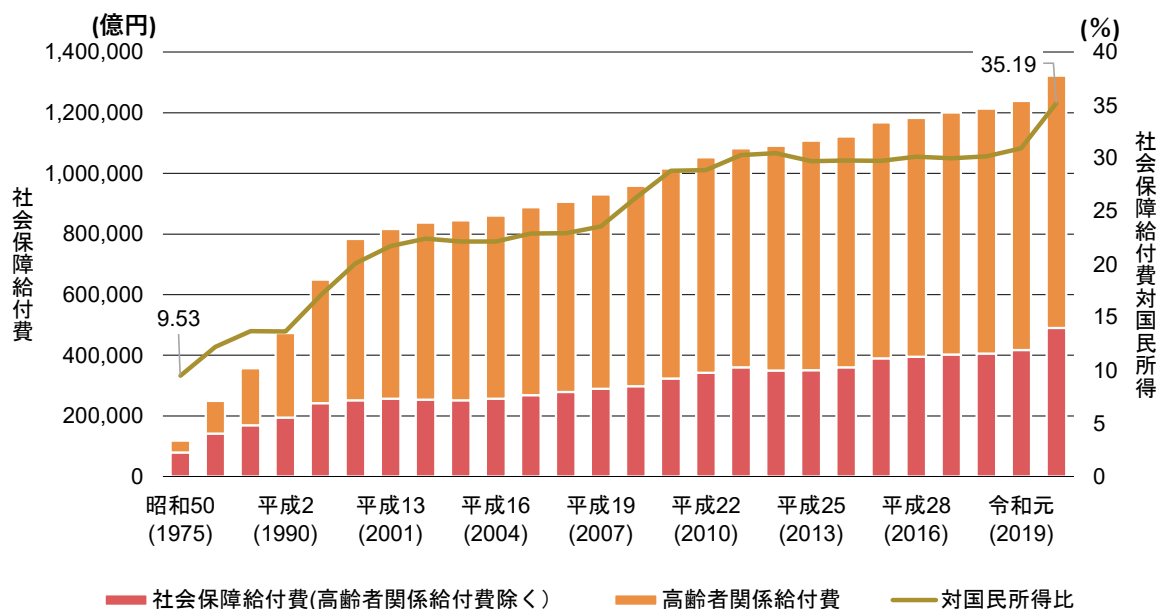


(出典)令和5年版高齢社会白書

② 健康寿命延伸の重要性

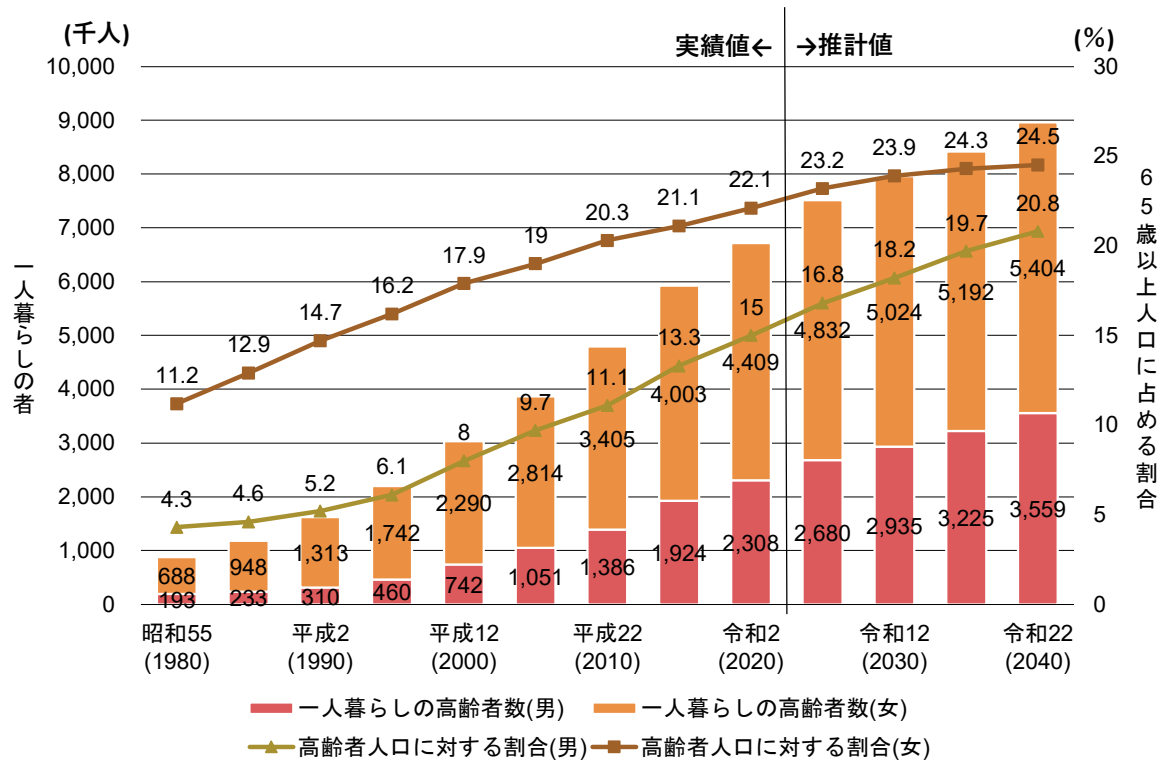
社会保障給付費は年々増加しており、社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割合は令和2（2020）年度には62.9%となっている。現役世代の負担は限界を迎えており、社会保障制度を持続的なものに転換していくとともに、健康寿命を延伸していくための取組が必要となってくる。また、高齢者の一人暮らしも年々増加しており、令和12（2040）年には65歳以上人口の内、女性で24.5%、男性で20.8%が一人暮らし世帯となることから孤独死の問題も深刻化し、地域や社会で高齢者を支え、見守る体制の構築が重要となってくる。高齢者の増加に伴い、要介護認定者数も増加しており、老々介護や女性の介護離職といった問題が顕在化してきている。

図表 II-16 社会保障給付費の推移



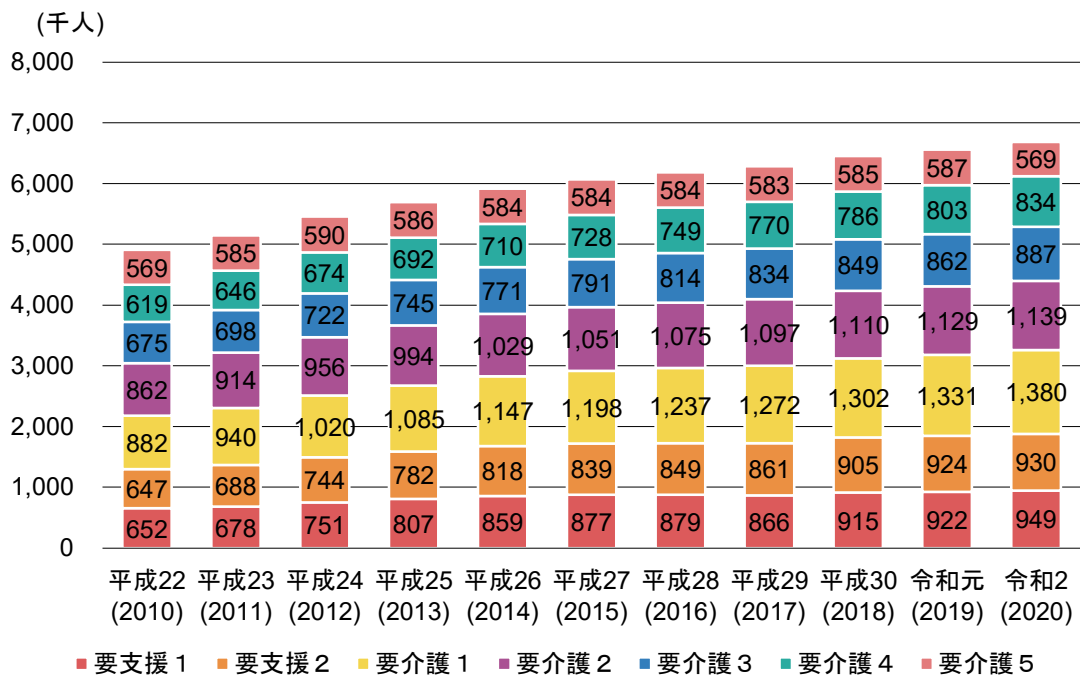
（出典）令和5年版高齢社会白書

図表 II-17 65 歳以上の一人暮らしの者の動向



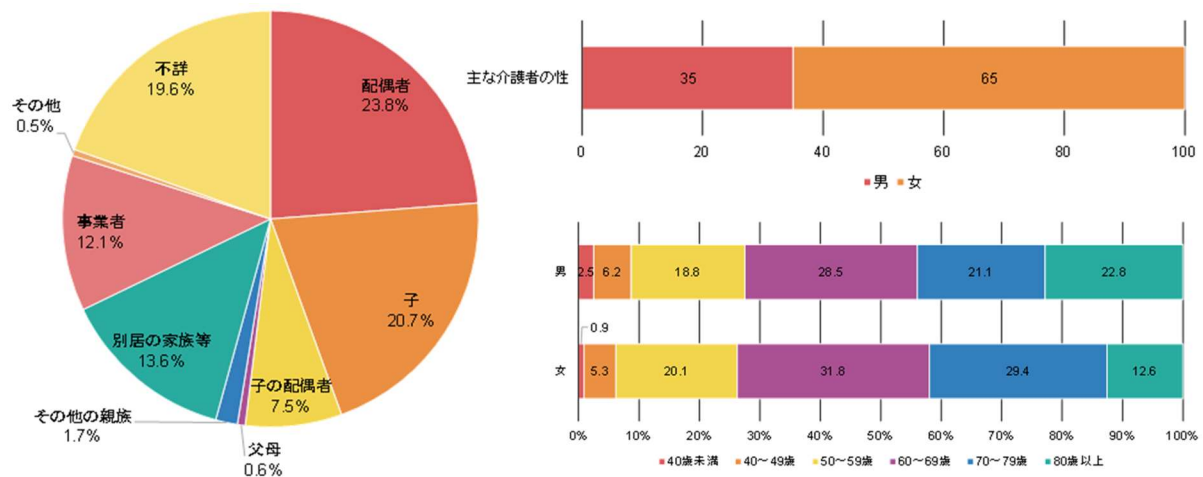
(出典)令和5年版高齢社会白書

図表 II-18 第1号被保険者(65歳以上)の要介護度別認定者数の推移



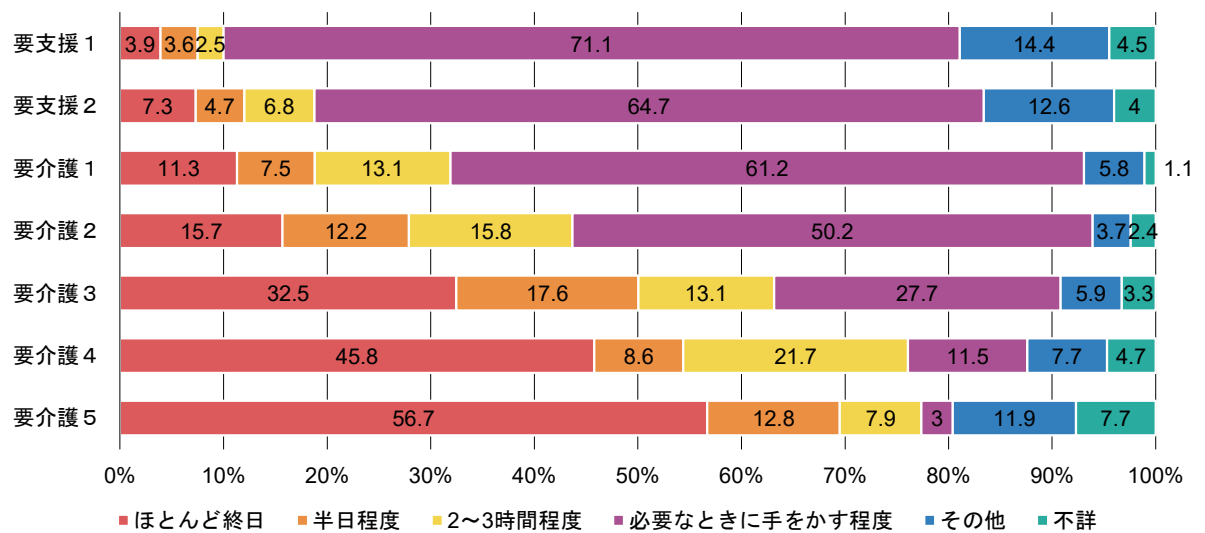
(出典)令和5年版高齢社会白書

図表 II-19 要介護者等からみた主な介護者の続柄



(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元(2019)年)

図表 II-20 同居している主な介護者の介護時間



(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元(2019)年)

(3) まちづくり

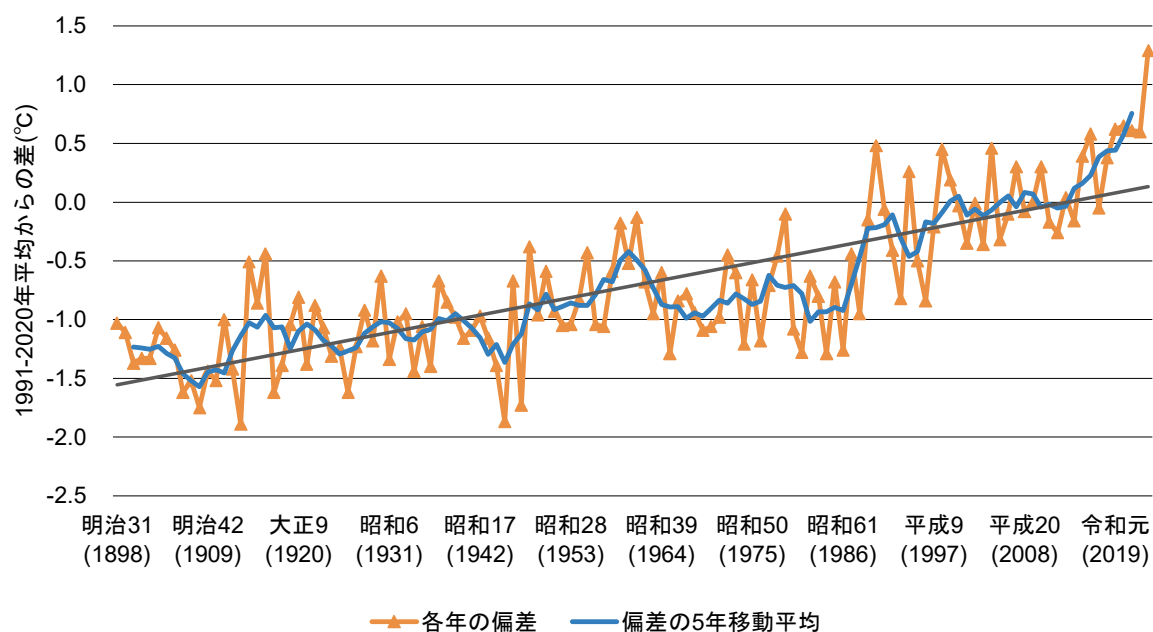
① 自然災害の大規模化・激甚化への対応

我が国では、暴風、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の気象災害による被害が毎年のように発生しており、近年では、気候変動による平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、自然災害のリスクは高まってきている。

この100年で気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれている。また、今後発生が想定されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震や火山噴火への備えも怠ることはできない。今後もさらに高まる自然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するために、あらゆる努力を行うことが求められている。

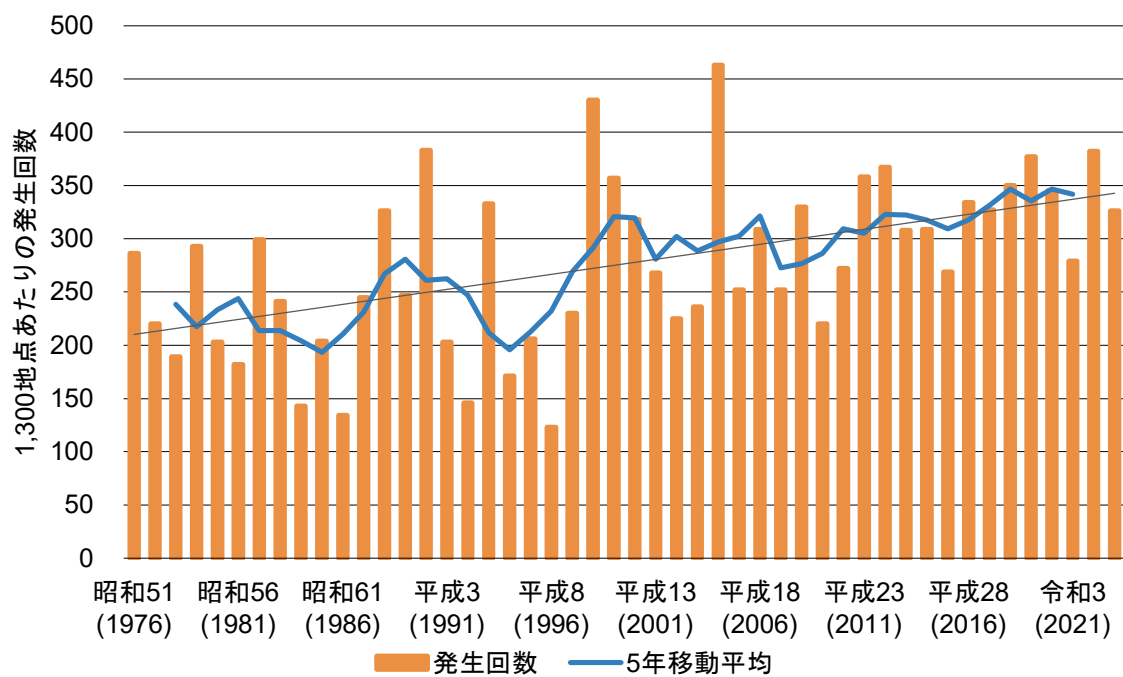
激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、我が国では着実な防災・減災インフラの整備、維持管理がなされてきた。今後もインフラ整備を着実に進め、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせることで被害を最小化する「減災」の考え方を徹底し、防災教育や防災訓練といったソフト対策の取組についても、改めて強化していくことが求められている。

図表 II-21 日本の年平均気温偏差の経年変化



※偏差の基準値は平成3(1991)～令和2(2020)年の30年平均値。黒線は長期変化傾向。
(出典)気候変動監視レポート2023

図表 II-22 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数の経年変化



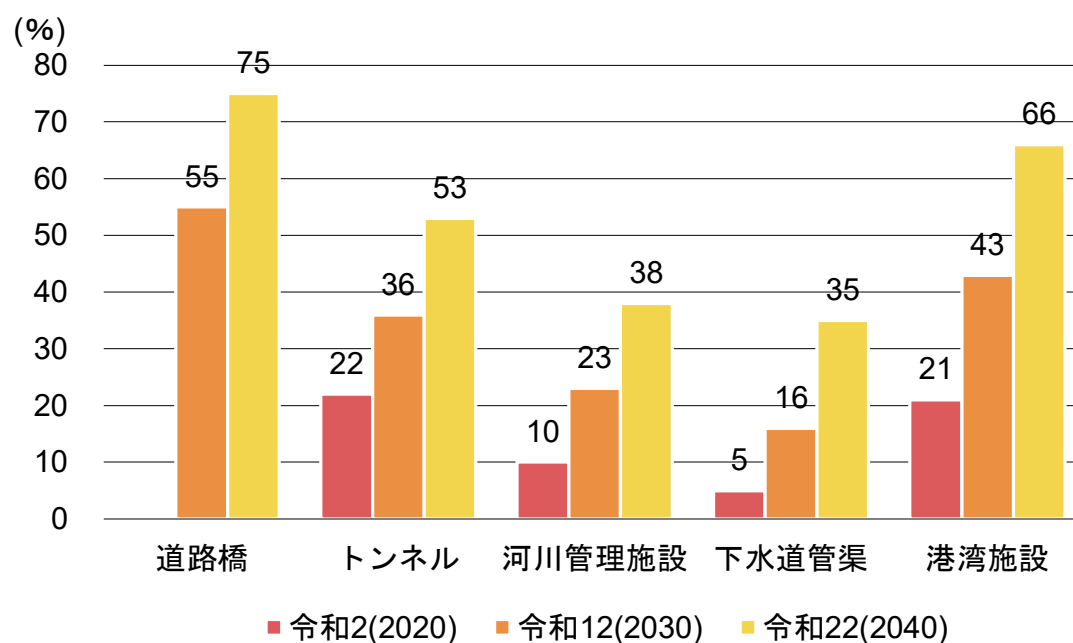
(出典) 気象庁 HP

② インフラの老朽化対策

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されている。今後 20 年間で、建設後 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みであり、このように一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められている。

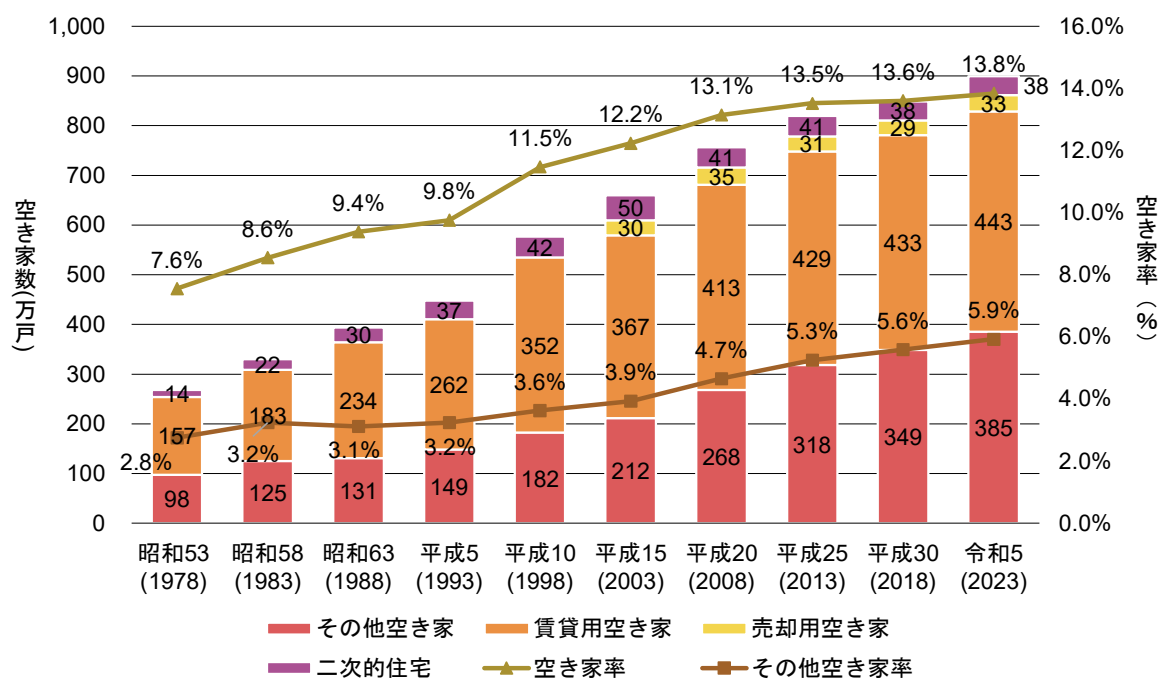
また、高齢化の進行に伴い空き家問題が深刻化している。令和 5（2023）年には総住宅数のうち、空き家は 900 万戸と過去最多となっており、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 13.8%と過去最高となっている。空き家数の推移をみると、これまで一貫して増加が続いており、平成 5（1993）年から令和 5（2023）年までの 30 年間で約 2 倍となっている。

図表 II-23 建設後 50 年以上経過する社会資本の割合の推移と見通し



(出典)国土交通省:社会資本の老朽化の現状と将来

図表 II-24 空き家数及び空き家率の推移



※平成10(1998)年までは二次的空き家に売却用空き家も含む。

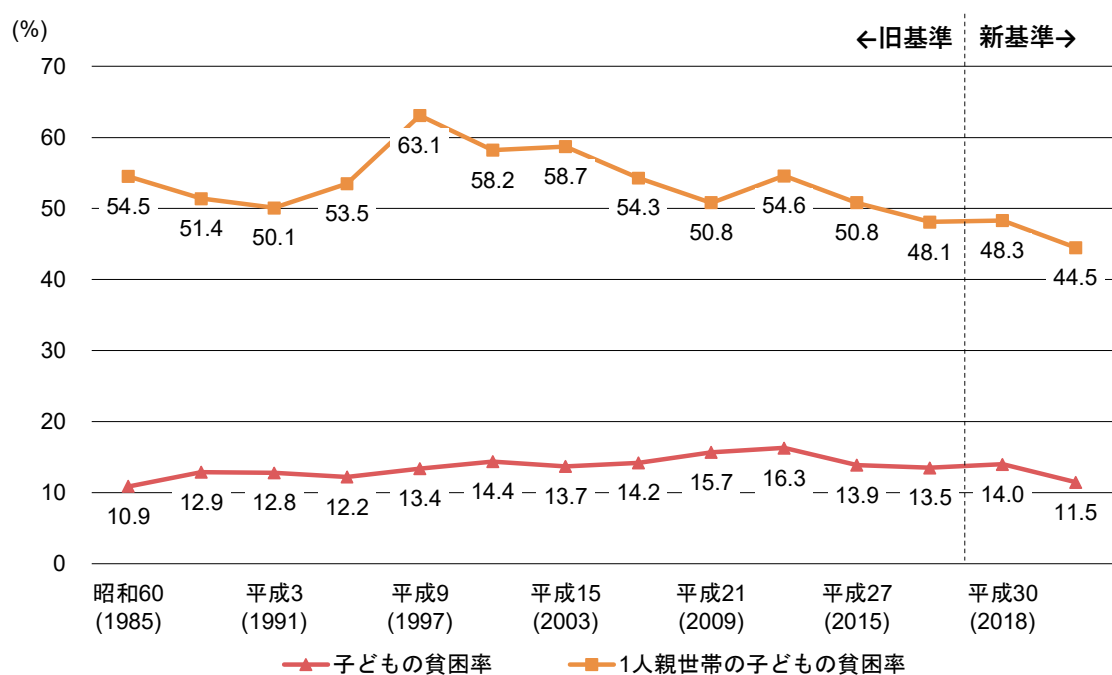
(出典)総務省「住宅・土地情報調査」

(4) 子どもを取り巻く状況

① こどもの貧困

国民生活基礎調査では、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は令和3（2021）年で11.5%となっている。基準が変更となっているため単純比較はできないが、最も高かった平成24（2012）年の16.3%からはやや減少傾向にある。一方で、ひとり親世帯に着目すると、令和3（2021）年で44.5%が貧困状態にある。子どもと保護者に対する経済的支援、教育支援等のさらなる充実により、こどもが豊かな生活を送ることができる環境を整えることが重要である。

図表 II-25 こどもの貧困率



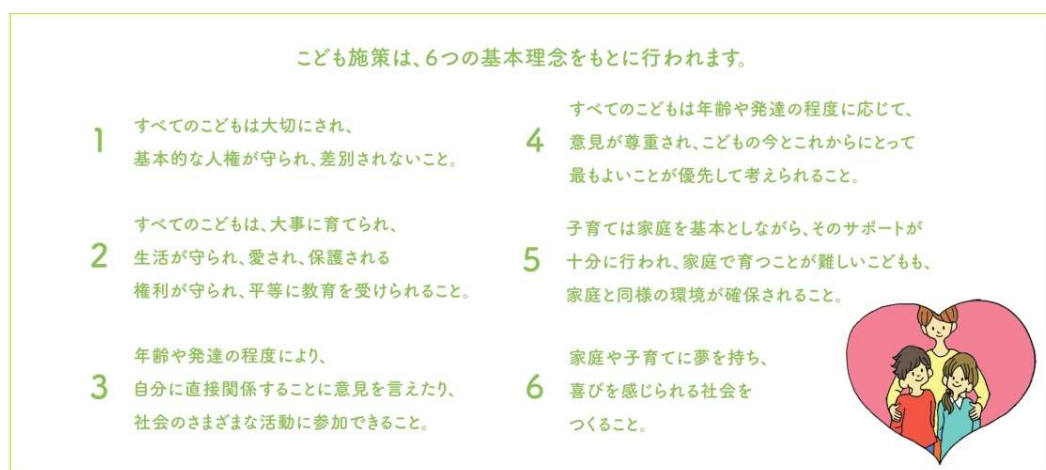
(出典)厚生労働省「国民生活基本調査」

② 「こどもまんなか社会」に向けた国の動向

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月のこども家庭庁の創設と同時に施行された。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法に基づき令和5（2023）年12月にはこども大綱が策定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が加速している。

また、こども家庭庁では大人に変わって家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーに対する支援体制の強化等の対策を進めている。現状ではヤングケアラー支援について法律上明確な根拠規定が設けられていないが、こども家庭庁では、子ども・若者育成支援推進法において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国及び地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記する改正案を提出し、令和6（2024）年通常国会において審議が行われている。

図表 II-26 こども基本法の6つの基本理念



(出典)こども家庭庁 HP

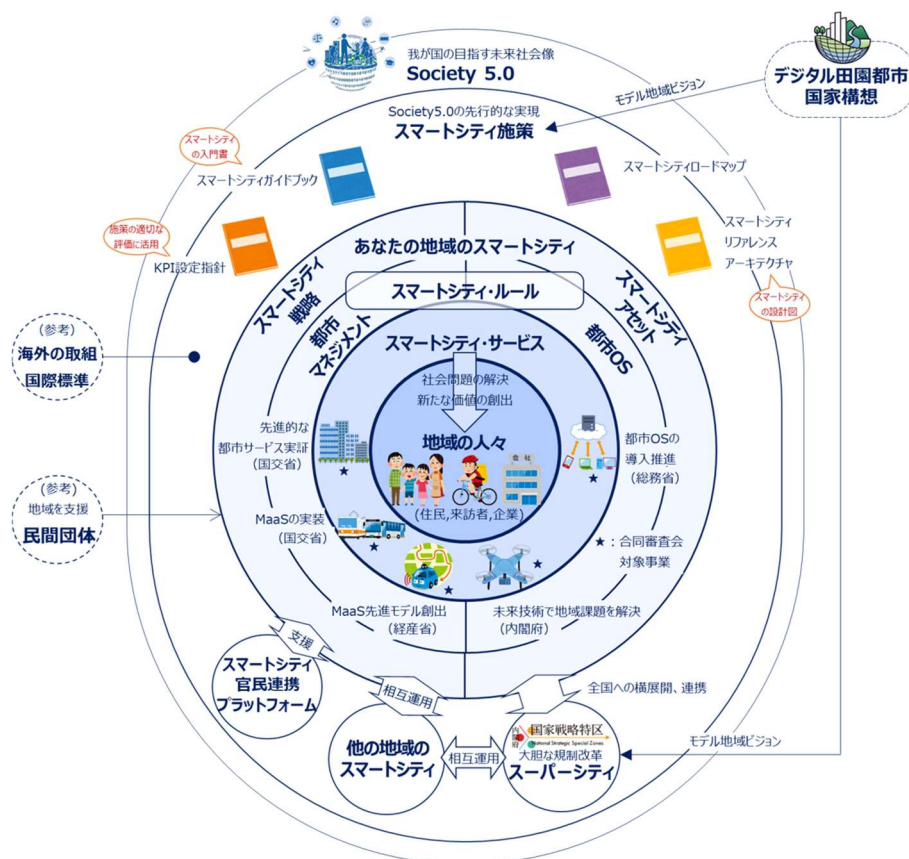
(5) 情報技術の革新と活用

① Society5.0 とスマートシティ

令和 3 (2021) 年 3 月に閣議決定された第 6 期科学技術・イノベーション基本計画では、我が国が目指すべき未来社会像として Society5.0 を掲げ、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、国民一人ひとりが多様な幸せ(Well-being)を実現できる社会」と表現している。Society5.0 では、IoT (Internet of Things)、人工知能 (AI)、ロボット、ビッグデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、格差がなく、多様なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスが提供されるようになり、経済発展と社会課題の解決が両立する社会が実現することが展望されている。

Society5.0 の先行的な実現の場として関係府省が一丸となって進めているのが、スマートシティである。スマートシティでは、社会課題の解決や新たな価値の創出を目指して、地域ごとのスマートシティ戦略やデバイスなどのアセットが整備され、ICT 等の新技術や官民各種のデータを有効に活用した各分野におけるマネジメントや都市のデータ連携基盤が構築されることで、地域住民により良いサービスや QOL の向上が実現される。

図表 II-27 スマートシティの構成要素とさまざまな取組



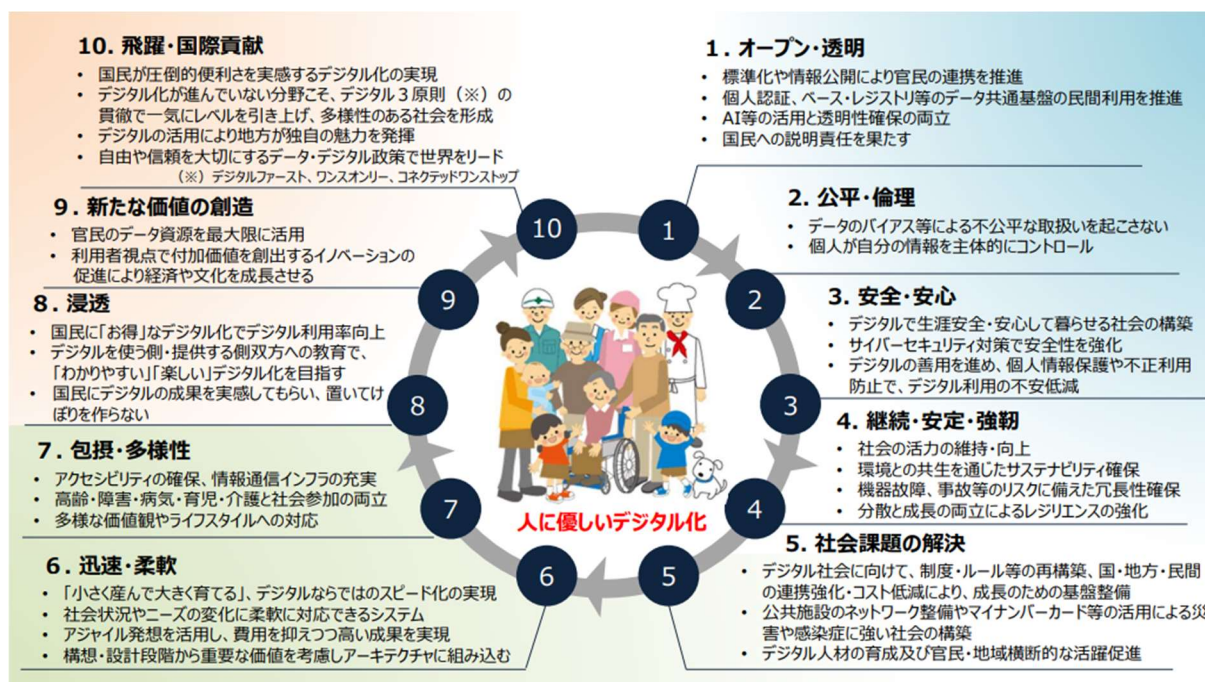
(出典)内閣府 HP

② 国によるデジタル化の推進

令和3（2021）年9月にデジタル社会形成基本法をはじめとするデジタル改革関連法が施行された。デジタル社会形成基本法では、デジタル社会の形成に関する基本理念を掲げ、デジタル化における官民の役割分担や国及び地方公共団体の責務を規定している。地方公共団体には民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を実施し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することが求められている。

また同関連法の一つであるデジタル庁設置法に基づき、日本社会のデジタル化を強力に推進するための司令塔としてデジタル庁が設置された。デジタル庁では、目指す社会の姿として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を設定している。その羅針盤となる重点計画では、行政サービスのデジタル化による利便性向上、地方公共団体のデジタル変革の推進など、地方公共団体として対応すべき事項も多数位置づけられており、国や民間事業者と連携した構造改革、施策の推進が目指されている。

図表 II-28 デジタル社会を形成するための基本原則



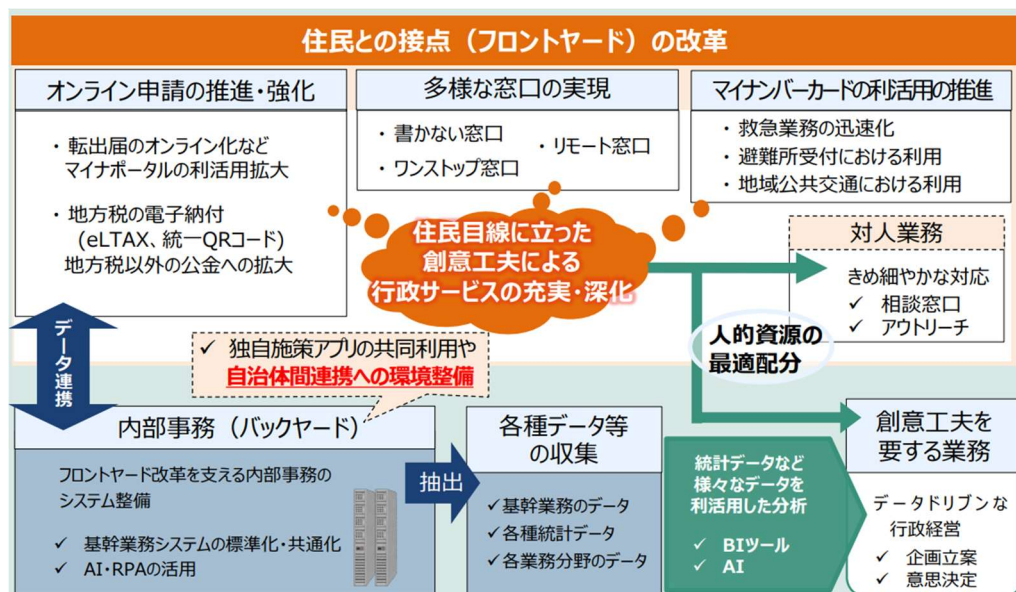
（出典）デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2（2020）年12月25日）

③ 自治体 DX

デジタル社会の実現にあたって、住民サービスを提供する基礎自治体の役割は極めて重要である。令和 2（2020）年 12 月に策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」では、地方公共団体の事務や住民サービスの提供におけるデジタル化の促進に向けて、自治体が取組むべき事項・内容及び国の支援策等が取りまとめられている。

また、令和 4（2022）年に策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略でも、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決の方針が明確に打ち出されている。自治体 DX において重視されているのが、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革である。自治体フロントヤード改革では、オンライン申請の拡大、多様な窓口の実現、マイナンバーカードの利活用促進などの事務手続き効率化により、市民の相談対応、交流などをより充実させることが求められている。また、バックヤード改革として基幹業務システムの標準化・共通化や AI・RPA の利用推進、データドリブンな行政経営の取組も求められている。

図表 II-29 自治体フロントヤード改革の全体像



(出典)地域 DX の推進に向けた取組について

(第 14 回デジタル田園都市国家構想実現会議総務省提出資料)

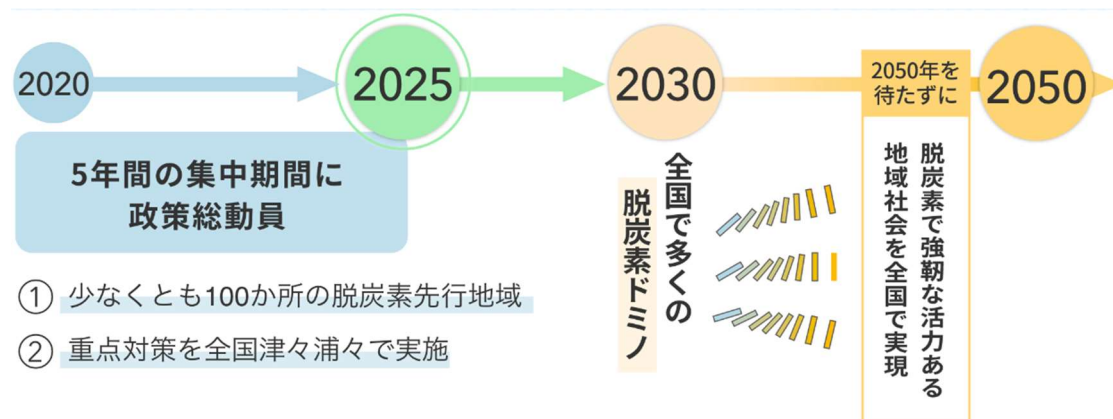
(6) 脱炭素社会への要請(新規)

平成 27 (2015) 年 12 月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、京都議定書に代わる新たな国際枠組「パリ協定」が採択、平成 28 (2016) 年に発行された。パリ協定は平成 9 (1997) 年の京都議定書に代わる令和 2 (2020) 年以降の新たな枠組みとして策定され、世界共通の長期目標として産業革命以前からの平均気温上昇を 2℃以内 (1.5℃の努力目標) に抑えることを掲げ、主要排出国を含む全ての国が 5 年毎に削減目標を提出・更新すること、市場メカニズムを活用した二国間クレジット制度 (JCM) による排出量取引などについて合意した。

パリ協定を踏まえて国内では、令和 2 (2020) 年 10 月に菅総理が所信表明演説において、「2050 年カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和 32 (2050) 年までにわが国全体として温室効果ガスの実質的排出量をゼロにして、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。令和 3 (2021) 年 4 月の地球温暖化対策推進本部・機構サミットでは令和 12 (2030) 年の温室効果ガス削減目標を平成 25 (2013) 年度比 46%減として、さらに 50%の高みに挑戦することが表明された。同年 10 月には、そのための基本的考え方・ビジョンを示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す鍵となるものであるとの考え方に基づき、エネルギー、産業、運輸、地域・暮らし、吸収源対策の各分野のビジョンと対策・施策の方向性や、イノベーションの推進など分野を超えて重点的に取組む横断的施策が位置づけられた。

こうした目標の達成には、国と地方の協働・共創が不可欠であることから、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指した「地域脱炭素ロードマップ」が策定されている。「地域脱炭素ロードマップ」では、令和 7 (2025) 年までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域をつくり、全国津々浦々で重点対策を実施することで、令和 32 (2050) 年を待たずに、脱炭素で強靱な活力ある地域社会を全国で実現することを目指しており、再生エネルギーの利活用促進や公共施設の省エネ化・ZEB 化、循環経済への移行等の対策・施策が掲げられている。

図表 II-30 地域脱炭素ロードマップ



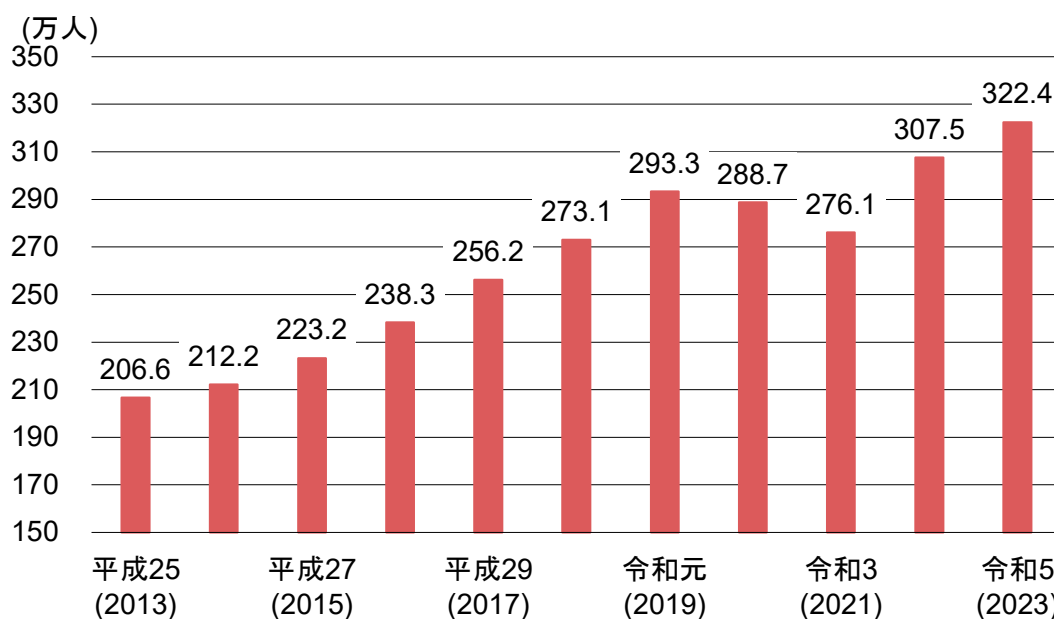
(出典)脱炭素地域づくり支援サイト

(7) グローバル化の進展

① 多文化共生

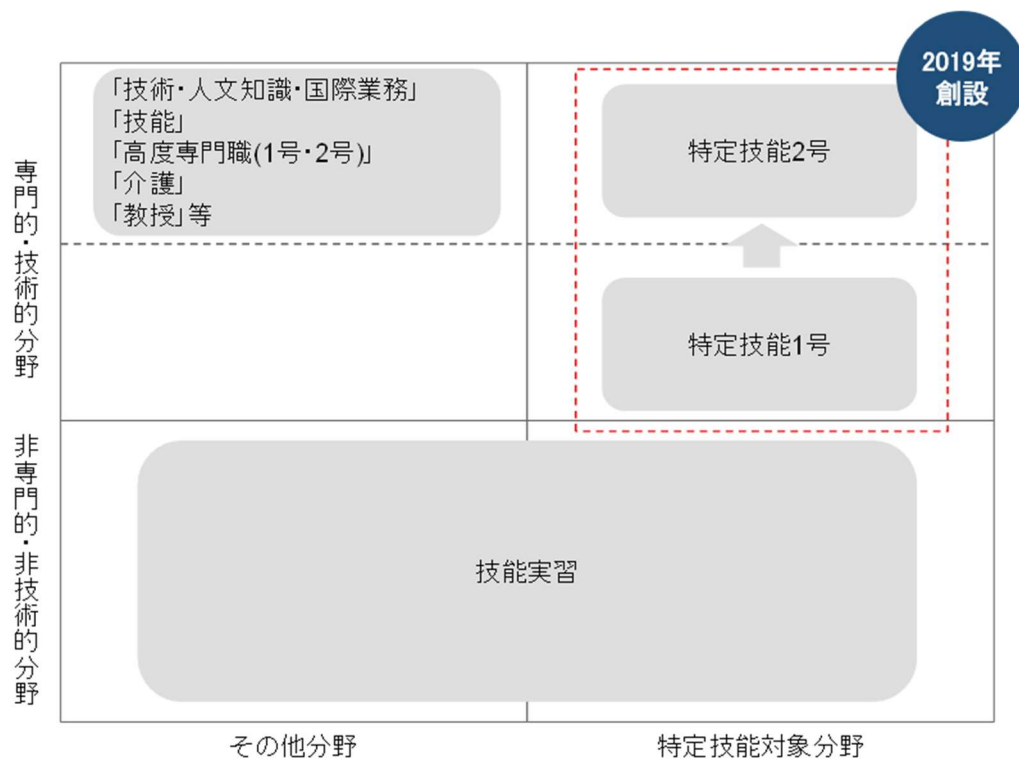
令和2（2020）年9月に「地域における多文化共生推進プラン」が改訂されたことで、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の見直しが求められている。今回改訂の背景には、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、社会における多様性・包摂性への要請、デジタル化の進展や気象災害の激甚化といった様々な社会情勢の変化がある。改訂プランでは、ICTを活用した行政・生活情報の多言語対応、やさしい日本語対応の実施や、地域の実情に応じた日本語教育の推進、災害発生や感染症拡大に備えた情報発信・相談対応体制の整備による多様性と包摂性のある社会の実現や、地域の魅力発信や地域資源を活用したインバウンド獲得の取組、留学生の地域における就職の促進、地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保などが掲げられている。

図表 II-31 在留外国人数の推移



※2023(令和5)年は6月末時点、その他の年は年末時点の数値である。
(出典)出入国在留管理庁公表資料より

図表 II-32 就労が認められる在留資格の技能水準

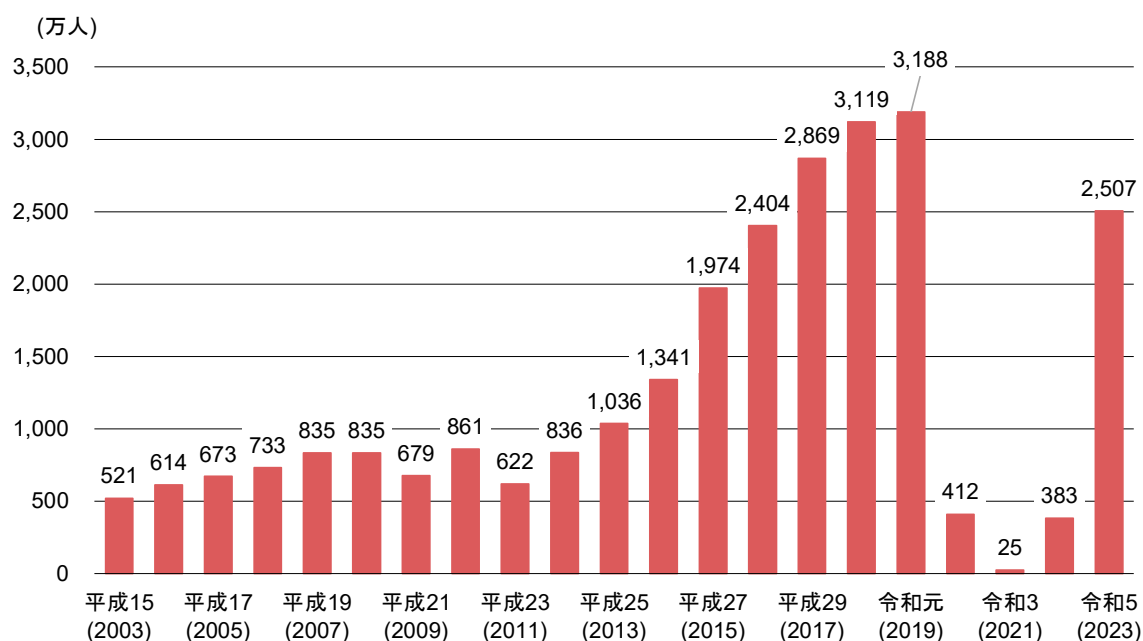


(出典)出入国在留管理庁公表資料より作成

② インバウンドの回復

令和 5（2023）年 3 月に閣議決定された、令和 7（2025）年までの 3 年間の観光立国推進基本計画では、新型コロナウイルス感染症によって急減したインバウンド観光客の回復戦略が基本的な方針として位置づけられている。計画では、文化、自然、食、スポーツ等の多岐にわたる分野を対象とし、伝統芸能等の特別な体験や期間限定の取組の創出、国際的なイベントを契機とした誘客の促進、自然を活用した体験コンテンツの高付加価値化等を支援するとともに、海外における日本への誘客イベント（食・日本文化等に関する海外公演を含む。）の開催や、戦略的な訪日プロモーションを推進することにより、インバウンド誘客の促進を図ることとされており、観光地等での外国人対応の推進や、交通機関の整備等の受入環境の整備が急務となっている。

図表 II-33 訪日外国人旅行者数の推移



(出典)日本政府観光局(JNTO)資料より

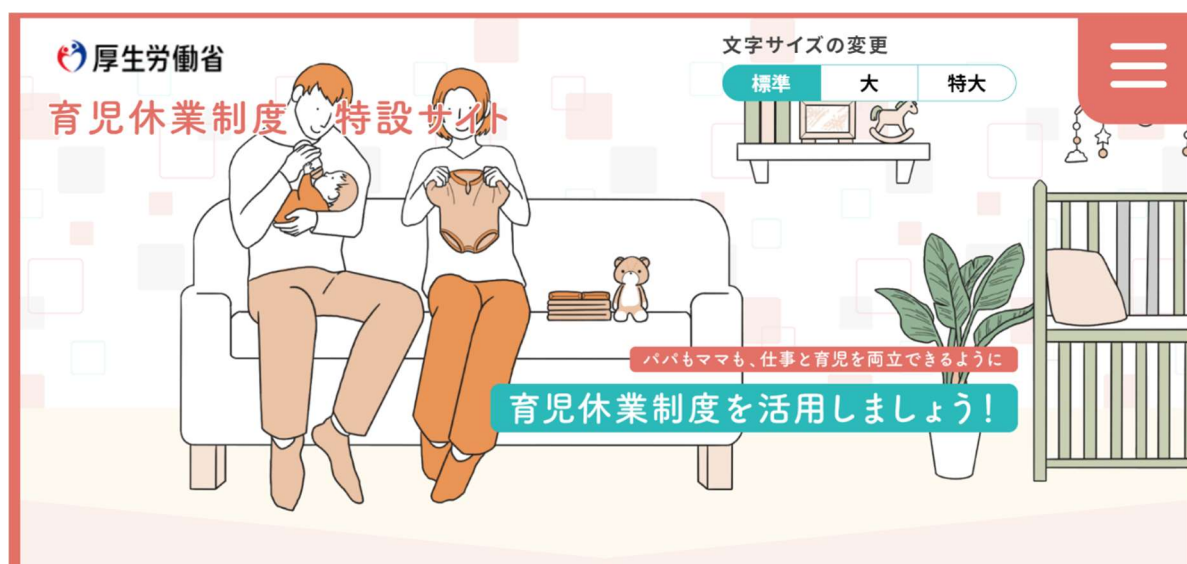
(8) 誰もが活躍できる社会の実現

① 育児介護休業法の改正

令和6（2024）年5月に育児介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7（2025）年4月から段階的に施行される。今回改正により、テレワークや短時間勤務といった柔軟な働き方を実現するための措置を行い、労働者に対して個別の周知・意向確認を実施することが事業主の義務となるほか、所定外労働の制限対象が拡大される。また、子の看護休暇の制度拡充、育児休業取得状況公表義務の300人超企業への拡大、介護離職防止のための個別の周知・意向確認や雇用環境整備等の措置が事業主の義務となるなど、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置が講じられる。

厚生労働省では、育児・介護休業法に関する動画の配信や制度に関する特設サイトを開設し、事業者や労働者向けに制度の分かりやすい紹介を行っている。

図表 II-34 育児休業制度特設サイトの例



(出典)厚生労働省「育児休業制度特設サイト」

② リカレント教育・リスキリング

人生 100 年時代となり、社会課題の複雑化と社会経済情勢の変化の加速も相まって、学校教育から離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくことが重要になってきている。厚生労働省では、職場における学び・学び直し促進ガイドラインを策定しており、学び・学び直しについての基本的な考え方、労使が取り組むべき事項、公的な支援策等について体系的に示している。このうち公的な支援については、経済産業省・文部科学省・厚生労働省等が連携し、リカレント教育・リスキリングに係るコンテンツや情報の提供、キャリア相談や学びにかかる費用助成等の支援を実施しており、学び直しのための豊富なメニューが提供されている。

図表 II-35 学び直しの循環について



(出典)職場における学び・学び直し促進ガイドライン特設サイト

(<https://manabi-naoshi.mhlw.go.jp>)

(9) 地域コミュニティづくりと協働・共創の推進

① デジタルを活用した地域コミュニティ機能の維持・強化

令和5（2023）年に改訂されたデジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用した魅力的な地域づくりが施策として掲げられている。特に地域コミュニティ機能の維持・強化に関しては、多様な組織や主体がデジタル技術を活用して連携し、買い物支援や高齢者・児童の見守りといった地域コミュニティの補完的な取組を推進すること、地域コミュニティ活性化のためのキャッシュレスのデジタル地域通貨の流通を促進すること、農業や介護、建設等の分野でのアシストスーツの活用促進などを通じて安心して暮らせる社会を実現することが目指されている。また、「生涯活躍のまち」のコンセプト実現のため、地方公共団体がデジタル技術を活用して実施する取組を支援することも掲げており、まちなのにぎわいの減少、孤独・孤立の問題、世代間の交流機会の減少や空き家の増加といった山積する地域課題に対して、年齢や障害の有無等を問わず、地元住民だけでなく、移住者や関係人口等も巻き込んで「誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくり」を推進することが求められている。

図表 II-36 「生涯活躍のまち」のイメージ図



(出典) 内閣府地方創生 HP (<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/index.html>)